

三重、昭52不1、昭55.9.20

命 令 書

申立人 総評化学同盟熊沢製油支部

被申立人 熊沢製油産業株式会社

主 文

- 1 申立人の本件申立中、昭和47年ないし昭和50年、昭和52年における賃上げ、夏期・冬期各一時金の考課査定に関し、差額金、遅延損害金、慰藉料の各支払い、誓約書の交付及び謝罪文の掲示・掲載を求める部分は、これを却下する。
- 2 申立人のその余の申立は、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人熊沢製油産業株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、三重県四日市市）に本社及び工場を有し、味の素株式会社（以下「味の素」という。）からの全面受託により、植物油脂及び油粕の製造、加工を業とする資本金2億4千万円（内味の素の出資比率は52.3%）の会社で、その従業員数は本件申立時約100名である。
- (2) 申立人総評化学同盟熊沢製油支部（以下「申立組合」という。）は、昭和21年3月、会社の従業員をもって組織された労働組合（結成当時の組合名一熊沢製油労働組合）で、組合員数は分裂前約96名であったが、昭和47年4月、組合が分裂し、申立外熊沢製油産業労働組合（以下「申立外組合」という。）が結成されてより多数の脱退者を出し、組合員数は本件申立時26名、結審時のそれは24名である。

なお、会社には、上記いずれの組合にも属さない若干の従業員がいる（これらの従業員を以下「中立」という。）。

## 2 会社における労使関係

- (1) 昭和21年3月、申立組合が結成されて以来、昭和47年初頭までの間は上記組合が会社における唯一の労働組合であって、組合員数は昭和47年初頭96名を数えた。
- (2) 会社は、昭和41年7月味の素の資本を導入し、さらに昭和43年11月から、より経営の安定を期する目的で味の素の全面受託加工を行うようになった。
- (3) 昭和46年、油糧の全面的自由化が実施され、油脂業界が設備過剰による乱売や、市場獲得競争等の厳しい状況下にあつて、会社の業績は悪化し、早急な体質改善、経営合理化の必要に迫られた。因に、会社は、第58期（47年5月1日～47年10月31日）決算において、約1,185万円の経営損失を出し、前期に続き2期連続無配となった。
- (4) こうした状況にあつて、会社は、生産性の向上を目的とする合理化、企業体質の強化を図るため、昭和46年11月、組織・機構の改革、簡素化や現業部門の定員制の改善等の内容とする経営合理化案の大綱を発表し、その後も社内報等を通じて、設備能力面、人事労務面における経営合理化の具体案を組合に示し、協力を求めたが容易に容れられなかった。
- (5) 昭和47年3月頃から賃上げを中心とする諸要求を掲げて春闘に突入した申立組合は、会社が経営合理化案の受け入れを賃上げの回答条件としたため、同盟罷業を含む諸闘争を展開し労使は激しく対立した。おりから、会社の一部従業員で組織されていた「めつき会」なる反執行部グループの組合員が、申立組合を脱退し昭和47年4月21日申立外組合を結成した。このため、労使の紛争は一層激しいものとなった。かくて社内には、申立組合と新しく結成された申立外組合が併存する状態となり、その後も会社の合理化対策、社員教育、賃上げ・一時金及び人事異動等の問題をめぐって紛争が多かった。
- (6) 昭和47年以来本件審問終結までに当委員会に係属した当事者間の事件として次のものがある（本件を除く。）。

ア 昭和47年4月7日、申立組合は、会社が同年3月に合理化の一環として行った職場

配置転換命令は、申立組合との協約・慣行無視であり、かつ、差別配転で、組合組織に対する支配介入であるとして、その撤回を求めてあつせん申請がなされ、あつせんの結果、同年5月22日、今後人事異動、配置転換については所定のルールに従うこととし、今回会社が行った事務・技術部門の人事発令については、事態收拾のため、発令した辞令を一時凍結状態においたうえ、配転対象者に、会社が再度具体的に説明する等若干の配転ルールを盛り込んだ協定書を締結して解決した。

イ 同年5月31日、申立組合は、会社が味の素の資本導入以来経営合理化を進める過程で、申立組合壊滅を意図し、労働文化研究所の指導を受け、「めつぎ会」なる反執行部グループを作り、これを擁護して申立外組合の結成に至らしめ、さらに、申立組合の役員選挙に関与する等の支配介入や賃上げ交渉において不利益取扱いをしたとして不当労働行為救済申立をしたが、この事件は、審査の過程で、会社は今後共申立組合員に対する差別扱い等の不当労働行為は一切行わないこと、組合は不当な争議行為を行わないよう留意するとの覚書を交して、当事者間で和解が成立し取下げにより終結した。

ウ 昭和50年6月2日、申立組合は、昭和50年の賃上げ交渉で会社の示した賃上げ配分に疑問があるとして、賃上げ総原資の公開を求めあつせんを申請したが、会社は、あくまでも自主交渉によって解決するとの意向を示しあつせんを拒否した。

エ 昭和52年5月17日、申立組合は、会社が同年3月20日、執行委員A<sub>1</sub>を製造部第一課第二係兼技術部からSE班（エネルギー節減プロジェクトチーム）へ配転発令をしたことは、A<sub>1</sub>の組合活動抑制と組織弱体化を意図したものであるとして争い、あつせんを申請したが、あつせんの結果、会社がA<sub>1</sub>の組合活動に支障を来たさないよう配慮すること及びA<sub>1</sub>の抜けた元の職場に組合切崩しをかけないこと等を条件として、申立組合は当該配転を受け入れ上記事件は解決した。

オ 昭和54年7月9日、申立組合は、会社がなした同年6月1日付機構改革に伴う人事異動のうち、副執行委員長A<sub>2</sub>と組合員A<sub>3</sub>に対する配置転換は、組合の弱体化を意図したものであるとして争い、あつせんを申請したが、あつせんの過程で自主解決した。

(7) 前記係属事件のほか、当事者間に次の事実が認められる。

ア 従業員研修

(ア) 会社は、昭和48年6月18、19日の両日名古屋市の大津橋会館において開催された関東職員研修会主催の管理、監督者研修会に製造課長B<sub>1</sub>、C<sub>1</sub>（申立外組合員）、C<sub>2</sub>（同）、A<sub>4</sub>（申立組合員）の4名を出席させた。

また、同年7月2日から6日までの5日間、静岡県御殿場市の御殿場YMCA同盟東山荘において開催された日本生産性本部主催の研修会に、C<sub>3</sub>（申立外組合員）、C<sub>4</sub>（同）、C<sub>5</sub>（同）、A<sub>5</sub>（申立組合員）の4名を出席させた。

上記いずれもその講義内容には、日共・民青の性格なり活動状況の分析とその対応策及び日共・民青を中心とする左翼組合に対する企業の対策が含まれていた。

(イ) 昭和48年8月20日、会社が会社食堂で実施した従業員研修会において招聘した日本政治経済研究所のC<sub>6</sub>講師は、生産性の向上等について講演を行ったが、その中に、同盟の組合は企業を発展させ総評の組合は企業を潰す旨の発言があった。

イ 人事異動、配置転換

(ア) 昭和50年3月5日、申立組合執行委員長A<sub>1</sub>は、交替勤務部門の製造第一課第一係の作業長から製造第一課第二係へ配転を命ぜられたが、異議申立をなし、交渉の結果技術部兼務のスタッフ的作業を行うことになった。

(イ) 昭和48年3月に行われた人事異動（従来の3班2交替制から4班3交替制移行に当り現業部門の要員削減を伴う人事異動）以後も現業部門の要員削減が行われ、その結果、現業部門の要員は当初の約半数になり、また、組合組織別に見ると申立組合員1に対し申立外組合員2の割合となった。昭和52年5月までの交替勤務者の組合組織別人員変遷は第1表のとおりである。

第1表 交替勤務者の人員変遷

区分 年月	所属別組合員数				申立組合脱退者を申立組合所属 人員とした場合の組合員数			
	組織別		臨時工	合計	組織別		臨時工	合計
	申立組合	申立外組合			申立組合	申立外組合		
昭和48年2月末	37名	21名	6名	64名	37名	21名	6名	64名
48 3	30	16	6	52	30	16	6	52
48 5	30	22		52	30	22		52
48 8	27	21		48	28	20		48
49 7	23	21		44	24	20		44
49 9	20	20		40	21	19		40
50 3	16	20		36	17	19		36
51 8	11	21		32	14	18		32
52 1	13	19		32	15	17		32
52 5	10	22		32	15	17		32

(ウ) 組織別組合員数の変遷

昭和47年4月、申立組合が分裂した後も、申立組合を脱退する者が相次ぎ、本件結審時には申立組合員は半減している。一方、申立外組合員は逐次その数を増し、本件審問終結時には当初に比べ約倍増した。組合分裂以後の申立組合と申立外組合の組合員数の変遷は第2表のとおりである。

第2表 組織別組合員数の変遷

区分 年月	組織別		臨時工等	中立	合計
	申立組合	申立外組合			
昭和48年3月末	54名	38名	6名	名	98名
49 3	46	39		2	87
50 3	43	36		4	83
51 3	32	48		2	82
52 3	31	47		3	81
52 5	26	52		3	81
55 1	24	49	嘱託1	1	75

(エ) C<sub>4</sub>第二係長の自己申告書

会社では、管理職（係長以上）は、第3表の様式で自己の各期の目標を記載した「自己申告書(2)今期目標」なる書面を上司に提出することになっており、この申告書は、社長まで供覧された後本人に返されることになっている。

第3表 自己申告書 (2) 今期目標

職位	氏名	社長	専務	部長	副部長	課長
No.	今期重点目標	達成目標 (期日)	目標達成の為の具体策	必要要件その他		

	氏名	問題点	指導目標	指導方法
部下指導目標				

製造部第一課第二係長C<sub>4</sub>の昭和51年3月15日付自己申告書に次の記載がある。  
すなわち、重点目標のひとつとして、「旧労所属者の善導－1名－積極的に交流を深める。－仕事並びに家庭の事について対話を進め組合より仕事の方へ目を向ける（場所の選定）」とあり、部下指導目標の欄に、「(5)A<sub>6</sub>－計画性と指導力の養成－日勤作業分析を行わせ計画並びに指導性を高揚させるとともに旧労意識を薄める－作業分析に関する教育の実施」「(6)A<sub>1</sub>－旧労執行委員長－職場員との接触を避ける－職場員との接触を要しない仕事を与える。」そして、欄外に、「今期重点目標を如何に部下に指導達成するか①白土、苛性の節減の為の具体的手段を検討し、問題提起によって作業標準の見直しがなされ、即ち正確性の養成」等の専務取締役B<sub>2</sub>の意見が付され、認印が押されている。

### 3 会社の資金体系等

#### (1) 概要

ア 会社の給与制度は、従来、定期昇給制度又は号俸給等の体系的なものではなく、労使交渉によりその都度決定しており、従って、従業員の基本給は各人まちまちである。

イ 賃金は、基準内賃金と基準外賃金に分かれ、その構成は次のとおりである。

基準内賃金 基本給、役付手当、家族手当、住宅手当、食事手当、健康保険料補助

基準外賃金 時間外手当、休日出勤手当、2直3直手当、特殊勤務手当、深夜勤務手当、定期乗車券

(2) 賃上げ、一時金の支給額、支給配分及び支給時期

会社では、賃上げは毎年1月1日に在籍する従業員に対して行い、一時金については、原則として、それぞれ毎年7月と12月に支給することになっており、かつ、その支給基準はその都度決定することになっている。そして、実際には賃上げ、一時金とも、その支給額、支給配分及び支給時期はその都度の労使交渉により決定している。

この支給配分の中には、賃上げの場合基本給、家族手当のほか合理化解決金（昭和47年）、住宅手当、健康保険料補助等が含まれ、そして、基本給は一律分、体系調整分（年令による調整）、人事考課査定分（昭和47年から）で構成されている。また、一時金の場合一律分、基本給スライド分、家族手当スライド分及び人事考課査定分が、それぞれ一定の率又は額で配分されている。（第4表、第5表参照）

4 人事考課査定の復活、導入と賃上げ等交渉の経緯

(1) 会社は、従前、一時金については、人事考課査定（以下「考課査定」という。）を実施していたが、申立組合からの撤廃要求等もあり、昭和45年冬期一時金から翌46年冬期一時金まで考課査定を中止した。

(2) しかし、①上記考課査定中止により、勤務態度が安易に流れ職制の意思も不徹底になったこと。②人事考課は昇給、昇格の参考資料ともなり、かつ、従業員にとって刺激となること。③真面目に努力する者に報いる必要があること等の理由と、おりからの油脂業界の不況の中で要員の配置転換、効率化等の合理化による労働生産性の向上、コスト低減の必要に迫られていたこともあって、会社は、昭和46年に至って一時金における考課査定の復活と、さらに、賃上げにおいても考課査定を実施すべく検討作業を開始した。

(3) 会社は、昭和46年12月の冬期一時金交渉の際、一時金についての考課査定復活を申立組合に表明したが拒否された。翌47年3月10日、申立組合は、会社に対し同年の賃上げ

要求書を提出したが、これに対して会社は、生産性の向上を主旨とする生産協力協定の調印を賃上げ回答の条件としたため労使は激しく対立した。

この過程で、多数の組合脱退者が出て、申立外組合が結成されたことは前記のとおりであるが、組合分裂後、会社は、上記生産協力協定に調印した申立外組合に対して早々に有額回答を提示し、同年5月26日申立外組合との交渉は妥結した。

一方、生産協力協定に反対する申立組合に対しては、合理化によって労働生産性を上げなければ賃上げ原資も得られないとの理由で零回答を続け、同年6月3日に至って漸く申立外組合との妥結額で回答を示した。しかし、申立組合は、この回答が考課査定の復活導入を条件としたものであったためこれを拒否した。

その後、夏期一時金交渉もからみ、申立組合は、考課査定の復活導入案の撤回を求めて同盟罷業を含む諸闘争を展開し、この紛争は同年10月まで続いたが、申立組合は、組合員の生活実態を考慮し、基本的には考課査定の復活導入案に反対しつつも、査定の下限につき会社が考慮することを条件（人事考課最低保障70%）に妥結した。かくて、会社は、昭和47年から賃上げ、一時金についてその都度考課査定を実施した。

- (4) 昭和48年賃上げ交渉において、会社は、賃上げ配分中に新たに体系調整の導入を提案し、申立組合は、その算出基準に男女差があることに反対した。賃上げ交渉は4月末に妥結し、体系調整が実施された。

なお、上記体系調整は、昭和51年に至って漸く算出基準が男女同一となった。

また、昭和50年賃上げ交渉で、会社は初めて申立、申立外両組合と同時団交の形で回答をした。

- (5) 昭和47年から昭和53年までの賃上げ、一時金の要求月日、決定月日、妥結額、妥結内容及び支給月日等は第4表、第5表のとおりである。

第4表

## 賃 上 げ

年	要求年月日	決定年月日	妥結額	妥 結 内 容 (従業員1人平均)	支給年月日	備考
47	年月日 47.3.10	年月日 47.10.30	円 10,047	基本給7,650円(うち一律5,000円、基本給 スライド2.75%-1,584円、人事考課1,85%- 1,066円)家族手当197円 合理化解決金2,200円	次の月給日に 1か月の遅及 分を併せ支給 される。	1月 遅及
48	48.3.16	48.5.2	15,198	基本給13,838円(うち一律8,750円体系是 正4,088円人事考課1,000円) 家族手当862円、住宅手当498円、体系是正 男(満年齢-18才)×220円 女(満年齢-18才)×160円	"	"
49	49.3.5	49.4.27	24,237	基本給21,024円(うち一律14,300円体系 調整5,224円人事考課1,500円) 家族手当2,133円、健保補助1,080円 体系調整 (男) 20代(満年齢-18才)×200円 30代(満年齢-18才)×280円 40代(満年齢-18才)×300円 50代(満年齢-18才)×240円 体系調整 (女) 19才~29才 140円   40才~50才 380円 30才~39才 250円	"	"
50	50.3.5	50.5.20	23,805	基本給21,722円(うち一律14,400円、 体系調整5,822円人事考課1,500円) 家族手当2,083円 体系調整 男 (女) 19才~29才 200円 19才~29才 140円 30才~39才 350円 30才~39才 250円 40才~56才 550円 40才~56才 380円	"	"
51	51.3.4	51.5.12	12,574	基本給12,574円(うち一律5,600円体系調 整5,474円人事考課1,500円) 体系調整 (男・女共) 19才~25才 180円 36才~45才 240円 26才~35才 360円 46才~55才 160円	"	"
52	52.3.8	52.5.31	14,008	基本給14,008円(うち定額6,410円 体系調整6,098円人事考課1,500円)	"	"
53	53.3.10	53.10.23	10,029	基本給9,012円(うち定額3,000円体系調整 4,512円人事考課1,500円) 家族手当1,017円	"	"

第5表

## 一時金

年	期別	要求年月日	決定年月日	妥結額	妥結内容(従業員1人平均)	支給年月日
47	夏期	47. 6.16	47. 7.30	191000	配分率(一律10.基本給スライド8.1.家族手当スライド4.人事考課5)	47.11.11
	冬期	47.10.26	47.12.16	195000	同上	47.12.18
48	夏期	48. 6. 8	48. 7. 5	246,000	(一律10.基本給スライド80.家族手当スライド5.人事考課5)	48. 7. 6
	冬期	48.10.26	48.12. 6	313,000	同上	48.12. 7
49	夏期	49. 6.12	49. 7. 6	420,000	同上	49. 7. 7
	冬期	49.10.26	49.12. 5	445,000	同上	49.12. 7
50	夏期	50. 6.16	50. 7. 9	430,000	同上	50. 7.10
	冬期	50.10.29	50.12. 3	430,000	同上	50.12. 5
51	夏期	51. 6.10	51. 7. 3	410,000	同上	51. 7. 6
	冬期	51.10.29	51.12. 2	435,000	同上	51.12. 3
52	夏期	52. 6.13	52. 7. 5	445,000	同上	妥結後 約1週間
	冬期	52.10.31	52.11.28	470,000	同上	同上
53	夏期	53. 6.14	53. 6.30	465,000	同上	同上
	冬期	53.11. 4	53.11.29	500,000	同上	同上

## 5 会社の人事考課制度

会社の人事考課制度の概要は次のとおりである。

## (1) 考課の対象

考課の対象者は監督職、事務・技術職、現業職の3種に分かれている。

## (2) 考課項目

考課項目(要素)は、第6表のとおり勤務能力と勤務実績について各五項目に分かれており、各項目には、第7表のとおりそれぞれの内容と職種別、使用目的別(賃上げ・

一時金) に所要のウェイトが定められている。

第6表

考課項目の内容

区分	考課項目	考 課 内 容
勤 務 能 力	指導統率力	部下を掌握し、よく教育指導し、その能力を伸し、夫々の担当業務に精励し、職場の仕事達成に協力するよう、仕向けていく能力
	企画計画力	常に新しい方法を考えたり、目的達成のためとるべき方策を計画し、組織的に仕事を進めていく能力
	理解判断力	事柄を正しく理解し、的確な結論を導き出したり、又将来や未知の事を推測する能力
	職務知識	担当職務遂行に必要な業務上の知識をもっているか、又専門並びに関連事項に関してよく勉強、研究しているか
	創意工夫力	従来のやり方を改善したり、新しいアイデアでよい方法を考えたりする能力及び仕事に対する積極性
勤 務 実 績	責任感	自分の言動に責任をもち、又担当職務を着実に遂行したかどうか
	協調性	上司や同僚の人格や立場を尊重し、その指示や申し合せに従い勤務したか、又定められた報告、必要と思われる連絡を充分に行い、円滑に業務が遂行出来たか
	執務態度	所定の規則又は職場規律をよくまもり、身辺をよく整え、誠実に勤務したか、又礼儀正しく勤勉であったか
	正確性	仕事に対して綿密周到であり、几帳面で誤りや失敗がなく信頼出来るか
	迅速性	仕事を正しくテキパキ処理し、所定時間内に所定の仕事が完遂できたかどうか

第7表

区分	考 課 項 目	監 督 職		事務・技術職		現 業 職	
		賃上げ	一時金	賃上げ	一時金	賃上げ	一時金
勤 務 能 力	指導・統率力	10 ○					
	企画・計画力	5 ○		5 ○			
	理解・判断力	10 ○		10 ○		10 ○	
	職務知識	10 ○		10 ○		10 ○	
	創意工夫力	10 ○		5 ○		5 ○	
勤 務 実 績	責任感	10 ○	25 ○	10 ○	25 ○	15 ○	25 ○
	協調性	10 ○	25 ○	15 ○	25 ○	15 ○	25 ○
	執務態度	25 ○	25 ○	25 ○	25 ○	30 ○	25 ○
	正確性	5 ○	15 ○	10 ○	15 ○	10 ○	15 ○
	迅速性	5 ○	10 ○	10 ○	10 ○	5 ○	10 ○

注 1. 上段数字は考課ウエイトを表わす。  
2. ○印は当該考課に使用する項目を表わす。

(3) 評定ランク

評定は、各項目について3を基準として最高5、最低1の5ランク制が採られており、第8表のとおり各項目ごとにランク別の考課基準が設けられている。

第8表 項目別考課表の評定ランク基準

ランク 考課項目	1	2	3	4	5
指導・統率力	指導統率力が全くない	自己本位で、部下の信頼と協力が無い	努力は認められるが、それ程目立たない	部下の能力を理解し、協力を得て業務を遂行	部下の能力を伸ばし部下より信頼を受け協力関係は模範的
企画・計画力	単独で計画させることは無理である	与えられた目的について、かなり詳しい指示を与える要あり	与えられた目的について簡単な手順を示せば大体計画が立てられる	与えられた目的に対しうまく方針を立て計画をたてる能力がある	与えられた目的に対し適切な方針をたて組織的にすぐれた計画を立てる力がある
理解・判断力	理解に時間がかかり判断を誤り間違をおこすことが多い	なかなか理解できず判断が遅い時々間違を起す	普通の事は大体理解し、判断する	理解が早く細い注意はいらぬ又間違も少い	理解が早く判断が適確である
職務知識	仕事の内容がよく分らず期待できない	大体今の仕事は知っているが時々上司にきかねばならない	担当業務は一人でやっていたいける	職務知識も十分に人にも説明できかなり勉強している	職務に精通しており研究心が旺盛である
創意工夫力	自分の考えというものがなく仕事がマンネリ化	自分で工夫することがなく積極性のないもの	自分の仕事に必要な程度の工夫をしており時々いい考えを出すことがある	かなり工夫研究しておりいいアイデアを出す	常に積極的で工夫研究に努力しておりアイデアも豊かである
責任感	任された仕事はいやいやするが責任感がなくすぐ責任転嫁する	一応仕事はするが責任感に欠け完全に任せられない	大体責任を遂行する	責任をもって仕事をやらせられる	非常に責任感が強く安心して仕事を任せられる
協調性	自分本位で協調性を欠き上司、同僚と巧くゆかぬ事が多い	自分の仕事だけはするが協力せず時々摩擦をおこす	進んで協力する程ではないが先づ協調的で支障を来すことはない	常に誠意をもって比較的職場連絡もよく協調的である	進んで他に協力し職場の連絡がよく気持ちよく協調している
執務態度	不誠実であり勤務態度もよくない	勤勉とは言えず礼儀態度がよくない	大体誠実に勤務している	規律正しく職務に励んでおり勤勉である	規律正しく職務には極めて熱心で他の模範となる
正確性	間違いが多く安心して任せられない	間違いが時々あり仕事はやゝ不安	たまにはミスがあるが勤務は普通である	殆んどミスがなく正確で仕事を任せられる	仕事は正確で全面的に信頼できる
迅速性	非常に仕事が遅く間に合わぬことが多い	比較的遅く、時々間に合わぬ事がある	仕事の速度は普通で与えられた時間までには間にあう	仕事はかなり早く所定時間には充分間に合う	非常に急ぐ仕事はこの人に限る

(4) 考課対象期間

考課対象期間は次のとおりである。

賃 上 げ	前年11月～当年10月
夏期一時金	前年11月～当年4月
冬期一時金	当年5月～当年10月

(5) 評定者、評点及び評定の要領

ア 評定者は次のとおりである。

(ア) 第一次評定者 第一次評定は直属係長が行う。

第一次評定者たる係長は、部下である作業長から出される具申書及びその意見を斟酌しつつ評定する。

なお、上記具申書は、評定者が用いる「項目別考課表」「人事考課総合表」に準じて各作業長が作成記録するものである。作業長は組合員の範囲に属している。

(イ) 第二次評定者 第二次評定は直属課長代理及び課長が行う。

第二次評定者は、第一次評定を参考にしつつ独自の立場で評定する。

なお、係長職を置かない課では、課長が第一次評定者を兼ねる。

第二次評定の後、課間調整会議が開かれ、各課相互間の均衡を考慮した調整が行われる。

(ウ) 第三次評定者 第三次評定は直属部長が行う。

第三次評定者は、第一次、第二次評定を参考にしつつ、独自の立場で評定する。

イ 評点は次の要領で算出される。

評定には各考課項目ごとに、被考課者の所属・氏名・職位等の欄、最低1から最高5までの評定欄、それに評点等を記入するように印刷された「項目別考課表」と上記各評点を項目別かつ評定順位者別に転記、集計するように印刷された「人事考課総合表」が使用される。

各評定者は、「項目別考課表」に上記ランク別に示された考課基準によって、最低1から最高5の5ランクによって評定し、項目別、職種別に与えられた考課ウェイト(第7表参照)を乗じて項目ごとの評点を算出して記入する。各評点は「人事考課総合表」

に転記、集計され、各人別の総合評点（以下「査定点」という。）が算定される。この査定点によって賃上げなり、一時金が算定されるわけである。

#### (6) 考課に対する苦情処理

会社では、考課に関し自己の評定に疑義ある従業員は、直接上司に照会することによって上司から説明を受け、また、賃上げなり一時金の考課査定額の計算方法等に疑義ある場合は、労務課に照会して説明を受けることができることになっている。

但し、この手続は、会社の就業規則とか賃金規程等或は労働協約等に成文化されたものではなく、また、説明の際に組合役員の立会いとか或は査定の結果の閲覧は許されていない。

### 6 考課査定額と考課配分原資

賃上げ、一時金は、前記のとおりその都度の労使交渉により妥結決定されるわけであるが、その支給配分中の「人事考課分」として示される額は、査定点60点を得た者（これを「標準者」と称している。）に与えられる額で、この額を考課査定上「基準額」と言っている。従って、査定点1点当りの査定単価は、基準額を60で除した価であり、従業員個々の査定額は、この査定単価に査定点を乗じて計算支給される。それ故、従業員は、自己に支給された賃金なり一時金の支給総額から逐次逆算すれば、自己の査定点を知ることができるわけである。

また、考課配分原資は、論理的には、上記基準額に査定対象者数を乗じた額であるが、その額を固執しようとする、査定点の1人平均を正確に60点としなければならず、実務上煩瑣であり、また、平均点が60点を超えた場合に、これを60点とすべく個々人の考課を下方調整するのは人事管理上も好ましくないとして、会社はかかる場合若干の原資の上積みはこれを認めてきた。（但し、平均点が60点に満たない場合は60点になるよう上方調整して来ている。）

この原資上積みに対し、申立組合は、考課査定による差別をより拡大する手だてになるとして原資の上積みに反対してきた。

昭和47年から53年までの間の賃上げ及び一時金における労使協定上の標準者1人平均考

課配分額・同1点単価を表にすると第9表、第10表のとおりである。

第9表 賃上げ

年度 考課配分額等	47	48	49	50	51	52	53
協定書による 標準者1人平均 人事考課額	(60点) 1,066円	(60点) 1,000円	(60点) 1,500円	(60点) 1,500円	(60点) 1,500円	(60点) 1,500円	(60点) 1,500円
1点単価	17. <sup>77</sup> 円	16. <sup>66</sup> 円	25円	25円	25円	25円	25円

第10表 一時金

年度	47		48		49	
期別	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
協定書による 標準者1人平均 人事考課額	(60点) 円 9,550	(60点) 円 9,750	(60点) 円 12,300	(60点) 円 15,650	(60点) 円 21,000	(60点) 円 22,250
1点単価	円 159. <sup>16</sup>	円 162. <sup>5</sup>	円 205	円 260. <sup>8</sup>	円 350	円 370. <sup>8</sup>

50		51		52		53	
夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
(60点) 円 21,500	(60点) 円 21,500	(60点) 円 20,500	(60点) 円 21,750	(60点) 円 22,250	(60点) 円 23,500	(60点) 円 23,250	(60点) 円 25,000
円 358. <sup>3</sup>	円 358. <sup>3</sup>	円 341. <sup>6</sup>	円 362. <sup>5</sup>	円 370. <sup>8</sup>	円 391. <sup>7</sup>	円 387. <sup>5</sup>	円 416. <sup>7</sup>

7 考課査定の結果

(1) 本件差別問題に関する疎明

本件は、当初昭和47年から51年までの間の不当労働行為事件として、昭和52年5月21

日救済申立がなされ、さらに、審問の過程で、昭和52、53年の間の不当労働行為事件として、昭和54年4月21日追加申立がなされたものである。

申立人は、昭和47年4月に申立外組合が結成されて以来、賃上げ、一時金において考課査定による不当な差別扱いの疑いがあるとして、会社に対し賃金公開を要求するとともに、申立組合員からの申告、申立外組合員に対する聴取り等の方法で申立組合独自の調査活動を行い、その結果を疎明資料として提出した。調査方法は、各年ともほぼ同様の方法によっており、特に異った調査方法をとった年はないが、昭和52、53年については、従来のような申立外組合員に対する聴取り等の調査方法によるも、申立外組合員個々の査定額・査定点を知ることができなかつたため、会社から示された全従業員の総査定額、平均額を基準にして、申立組合員の査定額・査定点を控除するという方法で申立外組合員、中立の平均査定額・平均査定点を算出している。

すなわち、昭和47年から昭和51年までの5年間における賃上げ、夏期・冬期各一時金の査定額・査定点の資料として、審査手続の当初において、甲第1号証の1・2、甲第2号証の1・2を提出しており、それによると、上記期間中の査定額・査定点は、第11表ないし第14表のとおりであるが、その後申立人が入手した新資料（会社作成の文書のコピーであつて昭和48、49年の賃上げ及び昭和49年夏期・冬期各一時金に関するもの）に基づく訂正や計算の誤り、転記の誤り等に基づく種々の誤りを訂正したうえ、新資料として甲第66号証の1・2、甲第67号証の1・2を提出した。それによると、上記期間中の査定額・査定点は第15表ないし第18表のとおりとなっている。

次に、昭和52、53年の賃上げ、夏期・冬期各一時金の査定額・査定点の資料として甲第70号証の1・3を提出しているが、これによると上記期間中の査定額・査定点は第19表、第20表のとおりとなっている。

一方、被申立人は、本件申立のうち昭和50年以前の事実及び追加申立にかかる昭和52年の事実については、労働組合法第27条第2項に規定するいわゆる除斥期間に該当すること、また同条項の期間内の事実であっても従業員個々にわたる考課査定結果について、これを公にすることは、会会の人事管理上弊害をもたらすおそれがあるとして、考課査

定に関しては、昭和51年分及び53年分に限り組合組織別、職種別、職場別等の総合的な考課査定結果表と組合組織別の人事考課分布表を疎明資料として提出したにすぎないが、乙第12号証ないし第16号証、乙第22号証、乙第35号証ないし第38号証によると、昭和51年の賃上げ、夏期・冬期各一時金の査定額・査定点及びその分布状況は第21表ないし第25表のとおりであり、昭和53年の賃上げ、夏期・冬期各一時金の査定額・査定点は第26表ないし第29表のとおりとなる。

#### 考課査定の結果

ア 昭和51年賃上げ、夏期・冬期各一時金の両組合員の平均査定額・平均査定点及びその分布状況は、第21表ないし第25表のとおりであり、申立組合員の個々の査定額・査定点は、第15表、第17表のとおりであると認められるが、申立外組合員の個々の査定額・査定点は、第16表、第18表のとおりであるとは認められない。その理由は次のとおりである。

前記認定のとおり、甲第1号証の2、甲第2号証の2は、申立人が申立外組合員に対する聴取り等の方法で、申立組合独自の調査活動を行った結果入手した基礎資料をまとめて本件疎明資料とすべく作成したものであるところ、甲第19号証の1ないし3、甲第20号証の1ないし3、甲第17号証の1ないし3（いずれも会社作成の文書のコピーにして昭和48、49年の賃上げ及び昭和49年夏期・冬期各一時金に関するもので信用性は極めて高いものである。）によると、甲第1号証の2中の昭和48年の賃上げに関する査定額・査定点中には、申立外組合員36名中11名に、昭和49年の賃上げに関する査定額・査定点中には申立外組合員39名中8名に、それぞれ誤りがあり（昭和48年においては11名中3名について低く誤っているものの8名については高く誤っており、昭和49年においては8名全員について高く誤っている。）、甲第2号証の2中の昭和49年夏期一時金に関する査定額・査定点中には、申立外組合員39名中8名に誤りがあり、同冬期一時金には申立外組合員40名中7名に誤りがあって（冬期一時金の誤りのある7名はいずれも夏期一時金においても誤っていること、夏期一時金の誤りはいずれも査定点で1点－査定額で350円－高く誤っており、冬期一時金の誤りは、いずれも査定

点で1点一査定額で371円一高く誤っている。)、そのほかにも計算の誤り、転記の誤り等の誤りがあることが認められる。

ところで、前記認定のごとく、甲第1号証の2、甲第2号証の2の査定額・査定点は、昭和47年から昭和51年まで各年ほぼ同様の調査方法によって得られた基礎資料をまとめたものであるから、昭和48、49年の各賃上げ及び昭和49年夏期・冬期各一時金以外の賃上げ及び一時金についても、申立外組合員の査定額・査定点には同じ程度の誤りがないとはいえず、それを基礎に作成された甲第66号証の2、甲第67号証の2についても同様のことがいえ、昭和51年の賃上げ及び夏期・冬期各一時金についても、ほかに特段の事情が認められない以上、同じ程度の誤りが含まれているのではないかと疑わざるをえず、上記資料を会社保管の基礎資料により点検したところ、大幅に違っていた旨の証人B<sub>3</sub>(会社の労務担当者)の証言を併せ考えると、甲第66号証の2、甲第67号証の2を信用することは到底できないものと言わざるをえない。

一方、乙第12号証ないし第16号証、乙第22号証は、本件の疎明資料とすべく前記B<sub>3</sub>が作成したものであるところ、同人は証人として上記乙号各証は会社が保管中の基礎資料に基づき正確に作成した旨証言していること、被申立人が、会社保管中の基礎資料を疎明資料として提出しない理由には、後記のごとく一応合理的な理由があると認められること、上記乙号各証の内容の真実性を疑わせるような特段の事情は、本件全疎明資料によるも認められないこと等を総合すると、上記乙号各証は信用できるものである。

なお、甲第66号証の1、甲第67号証の1による第15表、第17表の昭和51年賃上げ及び夏期一時金と乙第12号証ないし第16号証、乙第22号証による第21表ないし第25表とは退職者1名(査定点42点の者)を含めるか否かの見解の相違により若干の食い違いがあるが、ほかはすべて一致していることから見て、申立組合員の個々の査定額・査定点は、第15表、第17表のとおりであると認められる。

イ 昭和53年賃上げ、夏期・冬期各一時金の平均査定額・平均査定点及び申立組合員の個々の査定額・査定点は、第19表、第26表ないし第29表のとおりであり、その理由は

次のとおりである。

前記認定のごとく、甲第70号証の1による第19表は、申立人が申立組合員の自己申告等組合独自の調査活動により得られた基礎資料をまとめたものであるが、その平均査定額・平均査定点が乙第35号証による第26表と一致する（1円未満の誤差があるも無視しうるものである。）ことから見て十分に信用できるものである。

一方、乙第35号証ないし第38号証は、本件疎明資料として前記B<sub>3</sub>が作成したものであるところ、同人は証人として、上記乙号各証は会社が保管中の基礎資料に基づき正確に作成した旨証言していること、被申立人が会社保管中の基礎資料を疎明資料として提出しない理由には、後記のごとく一応合理的な理由があると認められること、乙第35号証による第26表の申立外組合員及び中立の平均査定額・平均査定点は、申立人が作成したそれらよりもやや高くなっていること等から見て信用できるものである。

なお、賃上げ、夏期・冬期各一時金における申立外組合員個々の査定点は一切疎明されていないが、その分布状況は昭和51年のそれら（第22表ないし第24表）と大きな相違はない。

ウ 昭和53年における現業部門第一係所属のA<sub>7</sub>は、賃上げ46点、夏期一時金45点、冬期一時金47点に、同A<sub>8</sub>は、賃上げ44点、夏期一時金45点、冬期一時金42点に、同A<sub>9</sub>は、賃上げ50点、夏期一時金48点、冬期一時金50点に、同A<sub>10</sub>は、賃上げ42点、夏期一時金42点にいずれも基準点より大幅に低く査定されているが、その理由はA<sub>7</sub>については、スイッチ操作の誤りによって製油の重要工程である圧搾抽出の全工程をストップさせてしまったり、ボイラーの警報機が鳴った時に適切な処置ができない等の仕事に対する熟達度が低いほか、欠勤が6回ある等勤怠関係にも問題があること、A<sub>8</sub>については、ほかの従業員が1人で処理する休日のサイロ運転を1人で処理しないほか、約3ヶ月半にわたる長期欠勤があること、A<sub>9</sub>については、ボイラー給水の硬度が上がっているのに、イオン交換樹脂の再生処理を怠ったり、ヘキサン回収用の水圧が下り警報機が鳴ってもそれに対処しなかったり、記録用紙がなくなってもそれを取り替えなかったり等作業に手抜きが多いこと、A<sub>10</sub>は、全期間病欠欠勤したことがそ

れぞれ認められる。

第11表

昭和47年～51年賃上げ各人別人事考課査定一覧表（申立組合員）

番号	氏名	47年		48年		49年		50年		51年	
		点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額
1	A <sub>11</sub>	71	1,260	69	1,150	76	1,900	76	1,900	70	1,750
2	A <sub>4</sub>	62	1,100	64	1,070	70	1,750	70	1,750	68	1,700
3	A <sub>12</sub>	56	1,000	57	950	62	1,560 <sup>㊤</sup>	69	1,730		
4	A <sub>13</sub>	63	1,110	62	1,040	65	1,630 <sup>㊤</sup>	69	1,730		
5	A <sub>14</sub>	63	1,110	64	1,070	70	1,750	70	1,750	68	1,700
6	A <sub>2</sub>	68	1,210	67	1,120	74	1,850	72	1,800	69	1,730
7	A <sub>15</sub>	69	1,230	66	1,110	70	1,750	68	1,700	66	1,650
8	A <sub>16</sub>	62	1,100	62	1,040	65	1,630	65	1,630	62	1,550
9	A <sub>17</sub>	56	1,000	58	970	62	1,550	60	1,500	60	1,500
10	A <sub>18</sub>	62	1,100	62	1,040	63	1,580 <sup>㊤</sup>	68	1,700		
11	A <sub>19</sub>	60	1,070	60	1,000	54	1,350 <sup>㊤</sup>	58	1,450		
12	A <sub>20</sub>	56	1,000	56	940	63	1,580	65	1,630	69	1,730
13	A <sub>21</sub>	62	1,100	62	1,040	63	1,580 <sup>㊤</sup>	65	1,630		
14	A <sub>7</sub>	59	1,040	57	950	53	1,330	51	1,280	49	1,230
15	A <sub>8</sub>	53	940	53	890	46	1,150	46	1,150	44	1,100
16	A <sub>9</sub>	57	1,020	58	970	58	1,450	58	1,450	55	1,380
17	A <sub>22</sub>	61	1,090	62	1,040	61	1,530	65	1,630	63	1,580
18	A <sub>23</sub>	66	1,170 <sup>㊤</sup>	63	1,050	70	1,750 <sup>㊤</sup>	68	1,700		
19	A <sub>10</sub>	54	950	52	870	48	1,200	46	1,150	42	1,050
20	A <sub>24</sub>	61	1,080	60	1,000	60	1,500	58	1,450	55	1,380
21	A <sub>25</sub>	56	1,000	57	950	62	1,550	58	1,450	60	1,500
22	A <sub>26</sub>	56	990	53	890	62	1,550	55	1,380	52	1,300
23	A <sub>6</sub>	60	1,060	61	1,020	68	1,700 <sup>㊤</sup>	68	1,700	66	1,650
24	A <sub>27</sub>	58	1,030	59	990	54	1,350	52	1,300	53	1,330
25	A <sub>28</sub>	58	1,030	59	990	64	1,600	64	1,600	66	1,650
26	A <sub>1</sub>	67	1,190 <sup>㊤</sup>	64	1,070	68	1,700 <sup>㊤</sup>	68	1,700	66	1,650
27	A <sub>29</sub>	57	1,010	59	990	50	1,250	53	1,330	55	1,380
28	A <sub>30</sub>	60	1,070	59	990	62	1,550	63	1,580	63	1,580
29	A <sub>5</sub>	67	1,190 <sup>㊤</sup>	68	1,140	70	1,750	70	1,750	68	1,700
30	A <sub>31</sub>	60	1,070	59	990	64	1,600	60	1,500	57	1,430
31	A <sub>32</sub>	60	1,070	59	990	63	1,580	57	1,430 <sup>㊤</sup>		
32	A <sub>33</sub>	55	980	53	890	54	1,350	53	1,330	47	1,180
33	A <sub>34</sub>	54	960	51	850	46	1,150 <sup>㊤</sup>	48	1,200		
34	A <sub>35</sub>	60	1,070	62	1,040	68	1,700 <sup>㊤</sup>	72	1,800	70	1,750
35	A <sub>36</sub>	58	1,030	58	970	62	1,550	62	1,550	60	1,500
36	A <sub>37</sub>	58	1,030	58	970	50	1,250	56	1,400	55	1,380
37	A <sub>38</sub>	66	1,170	62	1,040	64	1,600	66	1,650	62	1,550
38	A <sub>39</sub>	62	1,100	62	1,040	68	1,700 <sup>㊤</sup>	68	1,700		
39	A <sub>40</sub>	56	1,000	57	950	63	1,580	63	1,580	60	1,500
40	A <sub>41</sub>	62	1,100	62	1,040	68 <sup>㊤</sup>	1,700				
41	A <sub>42</sub>	75	1,330	73	1,220 <sup>㊤</sup>						

42	C <sub>4</sub>	72	1,280	3月㊦㊧	76	1,270	㊨						
43	A <sub>43</sub>	60	1,070	㊩	62	1,040							
44	A <sub>44</sub>	57	1,010	㊩	58	970							
45	A <sub>45</sub>	66	1,180		62	1,040	㊪(48/11)						
46	A <sub>46</sub>	58	1,030		53	890	㊪(48/4)						
47	A <sub>47</sub>	57	1,010		53	890	㊪(48/4)						
48	A <sub>48</sub>	52	930		55	920	53	1,330	㊫	53	1,330		
49	A <sub>49</sub>	61	1,090		61	1,020	62	1,550	㊫	64	1,600		
50	A <sub>3</sub>	50	890		53	890	56	1,400		53	1,330	51	1,280
51	A <sub>51</sub>	59	1040		55	920	53	1,330	㊫	56	1,400		
52	A <sub>52</sub>	54	950		53	890	53	1,330		53	1,330	㊬(50/9)	
53	A <sub>53</sub>	53	940		53	890	58	1,450	㊫	56	1,400		
54	A <sub>54</sub>	53	940		55	920	㊭						
合 計		3,238	57,520		3,218	53,870	2,818	70,520		2,758	69,030	1,851	46,340
平 均		59.96	1,065.19		59.59	997.58	61.26	1,533.04		61.29	1,534.00	59.71	1,494.84

㊦ 申立組合を脱退し、申立外組合へ加入したもの    ㊩ いずれの組合にも属しない中立者

㊪ 退職    ㊫ 定年    ㊬ 死亡    ㊭ 作業長への昇格    ㊮ 係長以上への昇格    ㊯ 降格

第12表

昭和47～51年賃上げ各人別人事考課査定一覧表（申立外組合員）

番号	氏名	47年		48年		49年		50年		51年	
		点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額
1	C <sub>7</sub>	93	1,650	68	1,140	60	1,500	㊦			
2	C <sub>8</sub>	93	1,650	72	1,200	㊦					
3	C <sub>9</sub>	93	1,650	㊦							
4	C <sub>10</sub>	93	1,650	3月㊦74	1,240	㊦(48/10)					
5	C <sub>11</sub>	90	1,600	㊦							
6	C <sub>12</sub>	90	1,600	65	1,090	57	1,430	52	1,300	46	1,150
7	C <sub>5</sub>	91	1,610	3月㊦83	1,380	74	1,850	74	1,850	70	1,750
8	C <sub>13</sub>	145	2,570	㊦							
9	C <sub>14</sub>	93	1,650	68	1,140	60	1,500	60	1,500	58	1,450
10	C <sub>15</sub>	93	1,660	79	1,310	69	1,730	73	1,830	71	1,780
11	C <sub>2</sub>	85	1,510	74	1,240	67	1,680	67	1,680	67	1,680
12	C <sub>16</sub>	81	1,430	3月㊦76	1,270	72	1,800	72	1,800	70	1,750
13	C <sub>17</sub>	77	1,370	78	1,300	64	1,600	64	1,600	62	1,550
14	C <sub>1</sub>	131	2,330	78	1,300	㊦					
15	C <sub>18</sub>	110	1,960	50	840	66	1,650	68	1,700	63	1,570
16	C <sub>19</sub>	58	1,030	66	1,100	60	1,500	58	1,450	57	1,430
17	C <sub>3</sub>	77	1,360	88	1,460	77	1,930	㊦(50/3)			
18	C <sub>20</sub>	83	1,480	72	1,200	68	1,700	68	1,700	66	1,650
19	C <sub>21</sub>	63	1,110	70	1,170	63	1,580	66	1,650	63	1,580
20	C <sub>22</sub>	72	1,280	3月㊦74	1,240	74	1,850	74	1,850	70	1,750
21	C <sub>23</sub>	77	1,370	86	1,440	83	2,080	83	2,080	74	1,850
22	C <sub>24</sub>	74	1,320	82	1,360	75	1,880	75	1,880	71	1,780
23	C <sub>25</sub>	69	1,230	73	1,220	68	1,700	70	1,750	68	1,700
24	C <sub>26</sub>	73	1,290	77	1,290	72	1,800	70	1,750	70	1,750
25	C <sub>27</sub>	63	1,120	70	1,170	68	1,700	68	1,700	68	1,700
26	C <sub>28</sub>	62	1,100	74	1,240	68	1,700	70	1,750	68	1,700
27	C <sub>29</sub>	63	1,110	68	1,140	64	1,600	66	1,650	64	1,600
28	C <sub>30</sub>	58	1,030	65	1,090	62	1,550	63	1,580	64	1,600
29	C <sub>31</sub>	63	1,120	70	1,170	64	1,600	65	1,630	66	1,650
30	C <sub>32</sub>	63	1,110	66	1,100	64	1,600	66	1,650	63	1,580
31	C <sub>33</sub>	63	1,120	㊦							
32	C <sub>34</sub>	58	1,030	66	1,100	60	1,500	62	1,550	64	1,600
33	C <sub>35</sub>	73	1,300	80	1,340	3月㊦74	1,850	74	1,850	71	1,780
34	C <sub>36</sub>	60	1,060	69	1,150	68	1,700	3月㊦72	1,800	70	1,750
35	C <sub>37</sub>	70	1,250	74	1,240	72	1,800	73	1,830	69	1,730
36	C <sub>38</sub>					56	1,400	53	1,330	51	1,270
37	C <sub>39</sub>					56	1,400	48	1,200	46	1,150
38	C <sub>40</sub>					53	1,330	50	1,250	50	1,250
39	C <sub>41</sub>					51	1,280	46	1,150	48	1,200
40	C <sub>42</sub>					56	1,400	50	1,250	50	1,250
41	C <sub>4</sub>		(1,280)		(1,270)	83	2,080	㊦			

42	A <sub>41</sub>		(1,100)		(1,040)	9月㊦	(1,700)	74	1,850	71	1,780
43	A <sub>23</sub>		(1,170)		(1,050)		(1,750)		(1,700)	66	1,650
44	A <sub>19</sub>		(1,070)		(1,000)		(1,350)		(1,450)	55	1,380
45	A <sub>34</sub>		( 960)		( 850)		(1,150)		(1,200)	48	1,190
46	A <sub>12</sub>		(1,000)		( 950)		(1,560)		(1,730)	60	1,500
47	A <sub>18</sub>		(1,100)		(1,040)		(1,580)		(1,700)	68	1,700
48	A <sub>21</sub>		(1,100)		(1,040)		(1,580)		(1,630)	68	1,700
49	A <sub>13</sub>		(1,110)		(1,040)		(1,630)		(1,730)	66	1,650
50	C <sub>43</sub>										
51	C <sub>44</sub>										
52	C <sub>45</sub>	66	1,170	68	1,130	63	1,580	63	1,580	60	1,500
53	C <sub>46</sub>	59	1,050	63	1,050	59	1,480	㊦			
54	C <sub>47</sub>	70	1,240	73	1,220	67	1,680	69	1,730	67	1,680
55	C <sub>48</sub>	63	1,110	65	1,090	62	1,550	62	1,550	62	1,550
56	C <sub>49</sub>	61	1,080	65	1,080	59	1,470	58	1,450	58	1,450
57	A <sub>48</sub>		( 930)		( 920)		(1,330)		(1,330)	59	1,470
58	A <sub>51</sub>		(1,040)		( 920)		(1,330)		(1,400)	58	1,450
59	A <sub>49</sub>		(1,090)		(1,020)		(1,550)		(1,600)	63	1,580
60	A <sub>53</sub>		( 940)		( 890)		(1,450)		(1,400)	58	1,450
61	C <sub>50</sub>									60	1,500
62	C <sub>51</sub>									60	1,500
合 計		3,119	55,360	2,589	43,240	2,558	64,010	2,346	58,700	3,065	76,660
平 均		77.98	1,384.00	71.92	1,201.11	65.59	1,778.06	65.17	1,630.56	62.55	1,564.49

㊦ 退職      ㊦ 定年      ㊦ 作業長への昇格      ㊦ 係長以上への昇格

第13表

昭和47年～51年一時金各人別人事考課査定一覽表（申立組合員）

番号	氏名	47年				48年				49年				50年				51年			
		点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬
1	A <sub>11</sub>	68	10,768	64	10,360	75	15,375	75	19,563	78	27,300	78	28,926	73	26,159	70	25,084	69	23,576	70	25,375
2	A <sub>4</sub>	63	9,999	61	9,903	68	13,940	72	18,780	72	25,200	73	27,071	70	25,084	67	24,009	67	22,892	66	23,925
3	A <sub>12</sub>	58	9,230	56	9,141	58	11,890	60	15,650	60	21,000	65	Ⓔ 24,105								
4	A <sub>13</sub>	60	9,538	63	10,208	60	12,300	62	16,172	70	24,500	70	Ⓔ 25,959								
5	A <sub>14</sub>	61	9,691	61	9,903	70	14,350	72	18,780	72	25,200	73	27,071	70	25,084	67	24,009	67	22,892	66	23,925
6	A <sub>2</sub>	63	9,999	64	10,360	80	16,400	78	20,346	73	25,550	78	28,926	70	25,084	68	24,367	67	22,892	68	24,650
7	A <sub>15</sub>	58	9,230	61	9,903	70	14,350	68	17,738	67	23,450	65	24,105	68	24,368	67	24,009	67	22,892	65	23,563
8	A <sub>16</sub>	53	8,461	61	9,903	67	13,735	65	16,957	63	22,050	63	23,363	67	24,009	64	22,934	63	21,526	63	22,838
9	A <sub>17</sub>	51	8,153	52	8,379	60	12,300	60	15,650	60	21,000	60	22,250	60	21,500	60	21,500	60	20,500	58	21,025
10	A <sub>18</sub>	55	8,769	58	9,446	60	12,300	62	16,173	62	21,700	65	Ⓔ 24,105								
11	A <sub>19</sub>	58	9,230	63	10,207	60	12,300	60	15,650	50	17,500	57	Ⓔ 21,138								
12	A <sub>20</sub>	51	8,153	56	9,141	63	12,915	63	16,435	63	22,050	65	24,105	68	24,368	67	24,009	68	23,234	68	24,650
13	A <sub>21</sub>	56	8,922	63	10,208	70	14,350	70	18,261	68	23,800	68	Ⓔ 25,217								
14	A <sub>7</sub>	55	8,769	52	8,379	58	11,890	55	14,346	50	17,500	55	20,396	50	17,917	52	18,634	53	18,109	50	18,126
15	A <sub>8</sub>	48	7,692	52	8,379	55	11,275	50	13,043	45	15,750	50	18,542	45	16,126	45	16,125	45	15,376	45	16,313
16	A <sub>9</sub>	55	8,769	56	9,141	58	11,890	60	15,650	55	19,250	60	22,250	57	20,426	53	18,992	55	18,792	50	18,126
17	A <sub>22</sub>	58	9,230	56	9,141	60	12,300	63	16,435	60	21,000	60	22,250	63	22,576	60	21,500	62	21,184	62	22,475
18	A <sub>23</sub>	61	9,691	64	10,360	65	13,325	70	18,259	73	25,550	70	Ⓔ 25,959								
19	A <sub>10</sub>	48	7,692	49	7,922	50	10,250	52	13,564	48	16,800	45	16,688	45	16,126	45	16,125	42	14,350	42	15,225
20	A <sub>24</sub>	58	9,230	56	9,141	60	12,300	60	15,650	55	19,250	60	22,250	57	20,426	60	21,500	58	19,817	55	19,938
21	A <sub>25</sub>	51	8,153	52	8,379	60	12,300	60	15,650	60	21,000	60	22,250	55	19,709	58	20,784	58	19,817	55	19,938
22	A <sub>26</sub>	51	8,153	52	8,379	50	10,250	50	13,043	60	21,000	50	18,542	50	17,917	50	17,917	50	17,084	55	19,938
23	A <sub>6</sub>	56	8,922	61	9,903	63	12,915	72	18,780	68	23,800	67	24,846	68	24,368	67	24,009	67	22,892	65	23,563
24	A <sub>27</sub>	56	8,922	61	9,903	60	12,300	51	13,346	53	18,550	50	18,542	55	19,709	53	18,992	55	18,792	55	19,938
25	A <sub>28</sub>	53	8,461	52	8,379	63	12,915	68	17,738	65	22,750	63	23,363	68	24,368	64	22,934	64	21,867	62	22,475
26	A <sub>1</sub>	58	9,230	66	10,665	68	13,940	75	19,563	73	25,550	70	25,959	70	25,084	64	22,934	64	21,867	64	23,200
27	A <sub>29</sub>	51	8,153	56	9,141	61	12,505	52	13,564	48	16,800	50	18,542	55	19,709	55	19,709	55	18,792	52	18,850
28	A <sub>30</sub>	55	8,769	52	8,379	60	12,300	56	14,607	60	21,000	62	22,992	62	22,218	61	21,859	62	21,184	62	22,475
29	A <sub>5</sub>	68	10,768	68	11,122	72	14,760	75	19,563	73	25,550	70	25,959	70	25,084	68	24,367	67	22,892	65	23,563
30	A <sub>31</sub>	53	8,461	52	8,379	60	12,300	67	17,477	62	21,700	60	22,250	57	20,426	60	21,500	58	19,817	60	21,750
31	A <sub>32</sub>	61	9,691	56	9,141	60	12,300	56	14,607	62	21,700	60	22,250	60	21,500	55	19,709	Ⓔ			
32	A <sub>33</sub>	48	7,692	49	7,922	53	10,865	52	13,564	45	15,750	45	16,688	50	17,917	47	16,842	47	16,059	45	16,313
33	A <sub>34</sub>	48	7,692	49	7,922	50	10,250	45	11,829	45	15,750	45	Ⓔ 16,688								
34	A <sub>35</sub>	55	8,769	58	9,446	65	13,325	72	18,780	73	25,550	70	25,959	70	25,084	69	24,725	70	23,917	68	24,650
35	A <sub>36</sub>	53	8,461	52	8,379	60	12,300	60	15,650	68	23,800	65	24,105	59	21,050	61	21,859	60	20,500	62	22,475
36	A <sub>37</sub>	56	8,922	56	9,141	60	12,300	58	15,130	45	15,750	48	17,801	60	21,500	55	19,709	56	19,134	56	20,300
37	A <sub>38</sub>	60	9,538	59	9,598	60	12,300	63	16,435	65	22,750	68	25,217	68	24,368	61	21,859	62	21,184	61	22,113
38	A <sub>39</sub>	56	8,922	56	9,141	65	13,325	70	18,259	73	25,550	68	25,217	68	24,368	67	Ⓔ 24,009				
39	A <sub>40</sub>	48	7,692	52	8,379	60	12,300	59	15,389	62	21,700	60	22,250	58	20,784	61	21,859	61	20,842	61	22,113
40	A <sub>41</sub>	60	9,538	61	9,903	65	13,325	70	18,259	73	Ⓔ 25,550										
41	A <sub>42</sub>	73	11,537	68	10,969	80	16,400	78	20,346	Ⓔ											



第14表

昭和47年～51年一時金各人別人事考課査定一覧表（申立外組合員）

番号	氏名	47年				48年				49年				50年				51年			
		点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬
1	C <sub>7</sub>	93	14,803	93	15,113	93	19,065	93	24,258	60	21,000	45	16,688	Ⓞ							
2	C <sub>8</sub>	93	14,803	93	15,113	93	19,065	93	24,258		Ⓞ										
3	C <sub>9</sub>	91	14,485	91	14,788		Ⓞ														
4	C <sub>10</sub>	93	14,803	93	15,113	93	19,065		Ⓞ												
5	C <sub>11</sub>	91	14,485	91	14,788		Ⓞ														
6	C <sub>12</sub>	91	14,485	91	14,788	91	18,655	91	23,736	60	21,000	47	17,430	47	16,842	47	16,842	47	16,059	47	17,038
7	C <sub>5</sub>	91	14,485	91	14,788	91	18,655	91	23,736	81	28,350	81	30,038	80	28,667	80	28,667	80	27,334	78	28,275
8	C <sub>13</sub>	145	23,079	145	23,563		Ⓞ														
9	C <sub>14</sub>	93	14,803	93	15,113	93	19,065	91	23,736	60	21,000	60	22,250	60	21,500	60	21,500	60	20,500	58	21,025
10	C <sub>15</sub>	94	14,962	94	15,275	94	19,270	94	24,519	74	25,900	79	29,297	78	27,950	78	27,950	78	26,650	77	27,913
11	C <sub>2</sub>	85	13,530	85	13,813	85	17,425	85	22,171	62	21,700	65	24,105	65	23,292	65	23,292	65	22,210	63	22,838
12	C <sub>16</sub>	81	12,893	81	13,163	81	16,605	81	21,128	70	24,500	70	25,959	70	25,084	70	25,084	70	23,917	67	24,288
13	C <sub>17</sub>	78	12,415	78	12,675	78	15,990	78	20,345	67	23,450	68	25,217	68	24,368	68	24,368	68	23,234	68	24,650
14	C <sub>1</sub>	132	21,010	132	21,450	132	27,060	132	34,430		Ⓞ										
15	C <sub>18</sub>	111	17,668	111	18,038	111	22,755	111	28,953	70	24,500	70	25,959	70	25,084	70	25,084	70	23,917	68	24,650
16	C <sub>19</sub>	58	9,232	58	9,425	58	11,890	58	15,129	62	21,700	62	22,992	62	22,218	62	22,218	62	21,184	60	21,750
17	C <sub>3</sub>	77	12,256	77	12,513	77	15,785	77	20,085	81	28,350	81	30,038		Ⓞ						
18	C <sub>20</sub>	84	13,370	84	13,650	84	17,220	84	21,910	73	25,550	73	27,071	73	26,159	73	26,159	73	24,942	70	25,375
19	C <sub>21</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	67	23,450	68	25,217	68	24,368	68	24,368	68	23,234	66	23,925
20	C <sub>22</sub>	72	11,460	72	11,700	72	14,760	72	18,780	78	27,300	78	28,926	78	27,950	78	27,950	78	26,650	75	27,188
21	C <sub>23</sub>	78	12,415	78	12,675	78	15,990	78	20,345	86	30,100	85	31,521	85	30,459	85	30,459	85	29,042	84	30,450
22	C <sub>24</sub>	75	11,938	75	12,188	75	15,375	75	19,563	74	25,900	79	29,297	78	27,950	78	27,950	78	26,650	75	27,188
23	C <sub>25</sub>	70	11,142	70	11,375	70	14,350	70	18,259	70	24,500	72	26,701	72	25,800	72	25,800	72	24,600	70	25,375
24	C <sub>26</sub>	73	11,620	73	11,863	73	14,965	73	19,041	75	26,250	73	27,071	73	26,159	73	26,159	73	24,942	70	25,375
25	C <sub>27</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	68	23,800	67	24,846	67	24,009	67	24,009	67	22,892	65	23,563
26	C <sub>28</sub>	62	9,869	62	10,075	62	12,710	62	16,172	68	23,800	70	25,959	70	25,084	70	25,084	70	23,917	68	24,650
27	C <sub>29</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	68	23,800	68	25,217	68	24,368	68	24,368	68	23,234	66	23,925
28	C <sub>30</sub>	58	9,232	58	9,425	58	11,890	58	15,129	67	23,450	65	24,105	65	23,292	65	23,292	65	22,210	63	22,838
29	C <sub>31</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	67	23,450	65	24,105	65	23,292	65	23,292	65	22,210	63	22,838
30	C <sub>32</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	67	23,450	68	25,217	68	24,368	68	24,368	68	23,234	66	23,925
31	C <sub>33</sub>	63	10,028	63	10,238		Ⓞ														
32	C <sub>34</sub>	58	9,232	58	9,425	58	11,890	58	15,129	60	21,000	65	24,105	65	23,292	65	23,292	65	22,210	63	22,838
33	C <sub>35</sub>	74	11,779	74	12,025	74	15,170	74	19,302	77	26,950	77	28,555	77	27,592	77	27,592	77	26,309	75	27,188
34	C <sub>36</sub>	60	9,550	60	9,750	60	12,300	60	15,650	73	25,550	70	25,959	70	25,084	70	25,084	70	23,917	68	24,650
35	C <sub>37</sub>	71	11,301	71	11,538	71	14,555	71	18,520	75	26,250	75	27,813	75	26,875	75	26,875	75	25,625	73	26,463
36	C <sub>38</sub>					55	11,275	55	14,346	53	18,550	55	20,396	55	19,709	55	19,709	55	18,792	55	19,938
37	C <sub>39</sub>					55	11,275	55	14,346	48	16,800	52	19,284	52	18,634	52	18,634	52	17,767	52	18,850
38	C <sub>40</sub>					55	11,275	55	14,346	48	16,800	55	20,396	55	19,709	55	19,709	55	18,792	55	19,938
39	C <sub>41</sub>					55	11,275	55	14,346	48	16,800	50	18,542	50	17,917	50	17,917	50	17,084	57	20,663
40	C <sub>42</sub>					55	11,275	55	14,346	60	21,000	57	21,138	57	20,426	57	20,426	57	19,475	50	18,126
41	C <sub>4</sub>		(11,537)		(11,883)		(16,400)	78	20,346	84	29,400	81	30,038		Ⓞ						

42	A <sub>11</sub>		( 9, 538)		( 9, 903)		(13, 325)		(18, 259)		(25, 550)	75	27, 813	75	26, 875	75	26, 875	75	25, 625	73	26, 463
43	A <sub>23</sub>		( 9, 691)		(10, 360)		(13, 325)		(18, 259)		(25, 550)		(25, 959)	73	26, 159	73	26, 159	73	24, 942	70	25, 375
44	A <sub>19</sub>		( 9, 230)		(10, 207)		(12, 300)		(15, 650)		(17, 500)		(21, 138)	58	20, 784	57	20, 426	57	19, 475	57	20, 663
45	A <sub>34</sub>		( 7, 692)		( 7, 922)		(10, 250)		(11, 829)		(15, 750)		(16, 688)	48	17, 200	45	16, 126	45	15, 376	45	16, 313
46	A <sub>12</sub>		( 9, 230)		( 9, 141)		(11, 890)		(15, 650)		(21, 000)		(24, 105)	66	23, 650	65	23, 292	65	22, 210	63	22, 838
47	A <sub>18</sub>		( 8, 769)		( 9, 446)		(12, 300)		(16, 172)		(21, 700)		(24, 105)	68	24, 368	65	23, 292	65	22, 210	63	22, 838
48	A <sub>21</sub>		( 8, 922)		(10, 208)		(14, 350)		(18, 259)		(23, 800)		(25, 217)	70	25, 084	68	24, 368	68	23, 234	66	23, 925
49	A <sub>13</sub>		( 9, 538)		(10, 208)		(12, 300)		(16, 172)		(24, 500)		(25, 959)	71	25, 442	70	25, 084	70	23, 917	68	24, 650
50	C <sub>45</sub>	66	10, 505	66	10, 725	66	13, 530	66	17, 215	63	22, 050	63	23, 363	62	22, 218	62	22, 218	62	21, 184	61	22, 113
51	C <sub>46</sub>	59	9, 391	59	9, 588	59	12, 095	59	15, 390	58	20, 300	57	21, 138	㊦							
52	C <sub>47</sub>	70	11, 142	70	11, 375	70	14, 350	70	18, 259	69	24, 150	68	25, 217	67	24, 009	67	24, 009	67	22, 892	65	23, 563
53	C <sub>48</sub>	63	10, 028	63	10, 238	63	12, 915	63	16, 433	65	22, 750	67	24, 846	67	24, 009	67	24, 009	67	22, 892	65	23, 563
54	C <sub>49</sub>	61	9, 710	61	9, 913	61	12, 505	61	15, 911	58	20, 300	57	21, 138	57	20, 426	57	20, 426	57	19, 475	57	20, 663
55	A <sub>38</sub>		( 7, 692)		( 8, 379)		(11, 685)		(14, 346)		(16, 800)		(21, 138)	58	20, 784	57	20, 426	58	19, 817	57	20, 663
56	A <sub>51</sub>		( 9, 230)		( 9, 598)		(11, 685)		(14, 346)		(19, 250)		(21, 138)	58	20, 784	57	20, 426	58	19, 817	57	20, 663
57	A <sub>49</sub>		( 9, 537)		(10, 208)		(12, 710)		(16, 172)		(21, 700)		(22, 992)	62	22, 218	62	22, 218	62	21, 184	61	22, 113
58	A <sub>53</sub>		( 8, 769)		( 8, 684)		(11, 890)		(14, 346)		(20, 300)		(21, 509)	60	21, 500	58	20, 784	55	18, 792	55	19, 938
59	C <sub>51</sub>																	55	18, 792	55	19, 938
合 計(点)			3, 129		3, 129		3, 014		2, 997		2, 614		2, 683		3, 106		3, 091		3, 145		3, 073
" (金額)			498, 049		508, 475		617, 870		781, 733		914, 900		994, 967		1, 113, 011		1, 107, 639		1, 074, 567		1, 113, 978
平 均(点)			78. 23		78. 23		73. 51		73. 10		67. 03		67. 08		66. 09		65. 77		65. 52		64. 02
" (金額)			12, 451. 23		12, 711. 88		15, 070. 00		19, 066. 66		23, 458. 97		24, 874. 18		23, 681. 09		23, 566. 79		22, 386. 81		23, 207. 88

㊦ 退職    ㊧ 定年    ㊨ 係長以上への昇格

第15表

昭和47年～51年賃上げ各人別人事考課査定一覽表 (申立組合員)

番号	氏名	47年		48年		49年		50年		51年	
		点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額
1	A <sub>11</sub>	71	1,260	69	1,150	76	1,900	76	1,900	70	1,750
2	A <sub>4</sub>	62	1,100	64	1,070	70	1,750	70	1,750	68	1,700
3	A <sub>12</sub>	56	1,000	57	950	62	1,550	⊗ 67	(1,730)1,680⊙		
4	A <sub>13</sub>	63	1,110	62	1,040	65	1,630	⊗ 69	1,730		
5	A <sub>14</sub>	63	1,110	64	1,070	70	1,750	70	1,750	68	1,700
6	A <sub>2</sub>	68	1,210	67	1,120	74	1,850	72	1,800	69	1,730
7	A <sub>15</sub>	69	1,230	66	1,100	70	1,750	68	1,700	66	1,650
8	A <sub>16</sub>	62	1,100	62	1,040	65	1,630	65	1,630	62	1,550
9	A <sub>17</sub>	56	1,000	58	970	62	1,550	60	1,500	60	1,500
10	A <sub>18</sub>	62	1,100	62	1,040	63	1,580	⊗ 68	1,700		
11	A <sub>19</sub>	60	1,070	60	1,000	54	1,350	⊗ 58	1,450		
12	A <sub>20</sub>	56	1,000	56	940	63	1,580	65	1,630	69	1,730
13	A <sub>21</sub>	62	1,100	62	1,040	63	1,580	⊗ 65	1,630		
14	A <sub>7</sub>	59	1,040	57	950	53	1,330	51	1,280	49	1,230
15	A <sub>8</sub>	53	940	53	890	46	1,150	46	1,150	44	1,100
16	A <sub>9</sub>	57	1,020	58	970	58	1,450	58	1,450	55	1,380
17	A <sub>22</sub>	61	1,090	61	(1,040)1,020⊙	61	1,530	65	1,630	63	1,580
18	A <sub>23</sub>	66	1,170	3月⊙ 63	1,050	70	1,750	⊗ 68	1,700		
19	A <sub>10</sub>	54	950	52	870	48	1,200	46	1,150	42	1,050
20	A <sub>24</sub>	61	1,080	60	1,000	60	1,500	58	1,450	55	1,380
21	A <sub>25</sub>	56	1,000	57	950	62	1,550	58	1,450	60	1,500
22	A <sub>26</sub>	56	990	53	890	62	1,550	55	1,380	52	1,300
23	A <sub>6</sub>	60	1,060	61	1,020	68	1,700	3月⊙ 68	1,700	66	1,650
24	A <sub>27</sub>	58	1,030	59	990	54	1,350	52	1,300	53	1,330
25	A <sub>28</sub>	58	1,030	59	990	64	1,600	64	1,600	66	1,650
26	A <sub>1</sub>	67	1,190	3月⊙ 64	1,070	68	1,700	3月⊙ 70	1,750	66	1,650
27	A <sub>29</sub>	57	1,010	59	990	50	1,250	53	1,330	55	1,380
28	A <sub>30</sub>	60	1,070	59	990	62	1,550	63	1,580	63	1,580
29	A <sub>5</sub>	67	1,190	3月⊙ 68	1,140	70	1,750	70	1,750	68	1,700
30	A <sub>31</sub>	60	1,070	59	990	64	1,600	60	1,500	57	1,430
31	A <sub>32</sub>	60	1,070	59	990	63	1,580	57	1,430	⊗	
32	A <sub>33</sub>	55	980	53	890	54	1,350	53	1,330	47	1,180
33	A <sub>34</sub>	54	960	51	850	46	1,150	⊗ 48	1,200		
34	A <sub>35</sub>	60	1,070	62	1,040	68	1,700	3月⊙ 72	1,800	70	1,750
35	A <sub>36</sub>	58	1,030	58	970	62	1,550	62	1,550	60	1,500
36	A <sub>37</sub>	58	1,030	58	970	50	1,250	56	1,400	55	1,380
37	A <sub>38</sub>	66	1,170	62	1,040	64	1,600	64	(1,650)1,600⊙	62	1,550
38	A <sub>39</sub>	62	1,100	62	1,040	68	1,700	⊕ 68	1,700		
39	A <sub>40</sub>	56	1,000	57	950	63	1,580	60	(1,580)1,500⊙	60	1,500
40	A <sub>41</sub>	62	1,100	62	1,040	9月⊙ 68	1,700				
41	A <sub>42</sub>	74	(1,330)1,310⊙	73	1,220	⊗					

42	C <sub>4</sub>	72	1,280	3月⑧⑧76	1,270						
43	A <sub>43</sub>	60	1,070	⊕ 62	1,040						
44	A <sub>44</sub>	57	1,010	⊕ 58	970						
45	A <sub>45</sub>	66	1,180	62	1,040	Ⓞ(48/11)					
46	A <sub>46</sub>	58	1,030	53	890	Ⓞ(48/4)					
47	A <sub>47</sub>	57	1,010	53	890						
48	A <sub>48</sub>	52	930	55	920	53	1,330	Ⓞ 53	1,330		
49	A <sub>49</sub>	61	1,090	61	1,020	62	1,550	Ⓞ 64	1,600		
50	A <sub>3</sub>	50	890	53	890	56	1,400	53	1,330	51	1,280
51	A <sub>51</sub>	59	1,040	55	920	53	1,330	Ⓞ 56	1,400		
52	A <sub>52</sub>	54	950	53	890	53	1,330	53	1,330	Ⓞ	
53	A <sub>53</sub>	53	940	53	890	58	1,450	Ⓞ 56	1,400		
54	A <sub>54</sub>	53	940	55	920	Ⓞ					
合 計		3,237	57,500	3,217	53,850	2,818	70,510	2,753	68,900	1,851	46,340
平 均		59.94	1,064.81	59.57	997.22	61.26	1,532.83	61.18	1,531.11	59.71	1,494.84

- Ⓞ 申立組合を脱退し、申立外組合へ加入したもの    ⊕ いずれの組合にも属しない中立者  
 Ⓞ 退職    Ⓞ 定年    Ⓞ 死亡    Ⓞ 作業長への昇格    Ⓞ 係長以上への昇格    Ⓞ 降格  
 © 計算誤りで直したもの    Ⓞ 単なる転記誤りで点数には影響ないもの

第16表

昭和47年～51年賃上げ各人別人事考課査定一覧表（申立外組合員）

番号	氏名	47年		48年		49年		50年		51年	
		点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額	点数	金額
1	C <sub>7</sub>	93	1,650	68	1,140	60	1,500	㊦			
2	C <sub>8</sub>	93	1,650	66	(1,200)1,100㊦	㊦					
3	C <sub>9</sub>	90	1,600	㊦							
4	C <sub>10</sub>	93	1,650	3月㊦74	1,240	㊦(48/10)					
5	C <sub>11</sub>	90	1,600	㊦							
6	C <sub>12</sub>	90	1,600	65	1,090	57	1,430	52	1,300	46	1,150
7	C <sub>5</sub>	91	1,610	3月㊦80	(1,380)1,340㊦	74	1,850	74	1,850	70	1,750
8	C <sub>13</sub>	88	(2,570)1,570㊦	㊦							
9	C <sub>14</sub>	93	1,650	68	1,140	60	1,500	60	1,500	58	1,450
10	C <sub>15</sub>	93	1,660	76	(1,310)1,270㊦	68	(1,730)1,700㊦	72	(1,830)1,800㊦	71	1,780
11	C <sub>2</sub>	82	(1,510)1,460㊦	74	1,240	67	1,680	67	1,680	67	1,680
12	C <sub>16</sub>	81	1,430	3月㊦76	1,270	72	1,800	72	1,800	70	1,750
13	C <sub>17</sub>	77	1,370	78	1,300	64	1,600	64	1,600	62	1,550
14	C <sub>1</sub>	75	(2,330)1,330㊦	82	(1,300)1,370㊦	㊦					
15	C <sub>18</sub>	93	(1,960)1,660㊦	68	(840)1,140㊦	66	1,650	68	1,700	63	1,570
16	C <sub>19</sub>	58	1,030	66	1,100	60	1,500	58	1,450	57	1,430
17	C <sub>3</sub>	77	1,360	3月㊦82	(1,460)1,370㊦	74	(1,930)1,850	㊦(50/3)			
18	C <sub>20</sub>	83	1,480	72	1,200	68	1,700	68	1,700	66	1,650
19	C <sub>21</sub>	63	1,110	70	1,170	63	1,580	66	1,650	63	1,580
20	C <sub>22</sub>	72	1,280	3月㊦74	1,240	74	1,850	74	1,850	70	1,750
21	C <sub>23</sub>	77	1,370	85	(1,440)1,420㊦	80	(2,080)2,000㊦	80	(2,080)2,000㊦	74	1,850
22	C <sub>24</sub>	74	1,320	80	(1,360)1,340㊦	74	(1,880)1,850㊦	74	(1,880)1,850㊦	71	1,780
23	C <sub>25</sub>	69	1,230	73	1,220	68	1,700	70	1,750	68	1,700
24	C <sub>26</sub>	73	1,290	77	1,290	72	1,800	70	1,750	70	1,750
25	C <sub>27</sub>	63	1,120	70	1,170	68	1,700	68	1,700	68	1,700
26	C <sub>28</sub>	62	1,100	74	1,240	68	1,700	70	1,750	68	1,700
27	C <sub>29</sub>	63	1,110	68	1,140	64	1,600	66	1,650	64	1,600
28	C <sub>30</sub>	58	1,030	65	1,090	62	1,550	63	1,580	64	1,600
29	C <sub>31</sub>	63	1,120	70	1,170	64	1,600	65	1,630	66	1,650
30	C <sub>32</sub>	63	1,110	66	1,100	64	1,600	66	1,650	63	1,580
31	C <sub>33</sub>	63	1,120	㊦							
32	C <sub>34</sub>	58	1,030	66	1,100	60	1,500	62	1,550	64	1,600
33	C <sub>35</sub>	73	1,300	80	1,340	8月㊦74	1,850	74	1,850	71	1,780
34	C <sub>36</sub>	60	1,060	69	1,150	68	1,700	3月㊦72	1,800	71	(1,750)1,770㊦
35	C <sub>37</sub>	70	1,250	74	1,240	72	1,800	73	1,830	69	1,730
36	C <sub>38</sub>					56	1,400	53	1,330	51	1,270
37	C <sub>39</sub>					56	1,400	48	1,200	46	1,150
38	C <sub>40</sub>					53	1,330	50	1,250	50	1,250
39	C <sub>41</sub>					51	1,280	46	1,150	48	1,200
40	C <sub>42</sub>					56	1,400	50	1,250	50	1,250
41	C <sub>4</sub>		(1,280)3月㊦		(1,270)	80	(2,080)2,000㊦	㊦			

42	A <sub>41</sub>		(1,100)		(1,040)	9月㊟	(1,700)	74	1,850	71	1,780
43	A <sub>23</sub>		(1,170)	3月㊟	(1,050)		(1,750)		(1,700)	66	1,650
44	A <sub>19</sub>		(1,070)		(1,000)		(1,350)		(1,450)	55	1,380
45	A <sub>34</sub>		( 960)		( 850)		(1,150)		(1,200)	48	1,190
46	A <sub>12</sub>		(1,000)		( 950)		(1,560)		(1,730)	60	1,500
47	A <sub>18</sub>		(1,100)		(1,040)		(1,580)		(1,700)	68	1,700
48	A <sub>21</sub>		(1,100)		(1,040)		(1,580)		(1,630)	68	1,700
49	A <sub>13</sub>		(1,110)		(1,040)		(1,630)		(1,730)	66	1,650
50	C <sub>43</sub>										
51	C <sub>44</sub>										
52	C <sub>45</sub>	66	1,170	65	(1,130)1,090㊟	60	(1,580)1,500㊟	62	(1,580)1,550㊟	60	1,500
53	C <sub>46</sub>	59	1,050	63	1,050	58	(1,480)1,450㊟	㊟			
54	C <sub>47</sub>	70	1,240	72	(1,220)1,200㊟	67	1,680	68	(1,730)1,700㊟	67	1,680
55	C <sub>48</sub>	63	1,110	65	1,090	62	1,550	62	1,550	62	1,550
56	C <sub>49</sub>	61	1,080	65	(1,080)1,090㊟	58	(1,470)1,450㊟	58	1,450	58	1,450
57	A <sub>48</sub>		( 930)		( 920)		(1,330)		(1,330)	59	1,470
58	A <sub>51</sub>		(1,040)		( 920)		(1,330)		(1,400)	58	1,450
59	A <sub>49</sub>		(1,090)		(1,020)		(1,550)		(1,600)	60	(1,580)1,500㊟
60	A <sub>53</sub>		( 940)		( 890)		(1,450)		(1,400)	58	1,450
61	C <sub>50</sub>									60	1,500
62	C <sub>51</sub>									60	1,500
合 計		2,983	52,960	2,586	43,250	2,542	63,580	2,339	58,500	3,063	76,600
平 均		74.58	1,324.0	71.83	1,201.39	65.18	1,630.26	64.97	1,625.00	62.51	1,563.27

㊟ 退職 ㊟ 定年 ㊟ 作業長への昇格 ㊟ 係長以上への昇格

㊟ 反対尋問で指摘を受けて直したもの ㊟ ㊟の影響で直したもの ㊟ 計算誤りで直したもの

㊟ 19及び20号証の提出により直したもの ㊟ ㊟の影響で直したもの

第17表

昭和47年～51年一時金各人別人事考課査定一覽表（申立組合員）

番号	氏名	47年				48年				49年				50年				51年			
		点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬
1	A <sub>11</sub>	68	10,768	64	10,360	75	15,375	75	19,563	78	27,300	78	28,926	73	26,159	70	25,084	69	23,576	70	25,375
2	A <sub>4</sub>	63	9,999	61	9,903	68	13,940	72	18,780	72	25,200	73	27,071	70	25,084	67	24,009	67	22,892	66	23,925
3	A <sub>12</sub>	58	9,230	56	9,141	58	11,890	60	15,650	60	21,000	65	24,105								
4	A <sub>13</sub>	60	9,538	63	10,208	60	12,300	62	16,172	70	24,500	70	25,959								
5	A <sub>14</sub>	61	9,691	61	9,903	70	14,350	72	18,780	72	25,200	73	27,071	70	25,084	67	24,009	67	22,892	66	23,925
6	A <sub>2</sub>	63	9,999	64	10,360	80	16,400	78	20,346	73	25,550	78	28,926	70	25,084	68	24,367	67	22,892	68	24,650
7	A <sub>15</sub>	58	9,230	61	9,903	70	14,350	68	17,738	67	23,450	65	24,105	68	24,368	67	24,009	67	22,892	65	23,563
8	A <sub>16</sub>	53	8,461	61	9,903	67	13,735	65	16,957	63	22,050	63	23,363	67	24,009	64	22,934	63	21,526	63	22,838
9	A <sub>17</sub>	51	8,153	52	8,379	60	12,300	60	15,650	60	21,000	60	22,250	60	21,500	60	21,500	60	20,500	58	21,025
10	A <sub>18</sub>	55	8,769	58	9,446	60	12,300	62	16,173	62	21,700	65	24,105								
11	A <sub>19</sub>	58	9,230	63	10,207	60	12,300	60	15,650	50	17,500	57	21,138								
12	A <sub>20</sub>	51	8,153	56	9,141	63	12,915	63	16,435	63	22,050	65	24,105	68	24,368	67	24,009	68	23,234	68	24,650
13	A <sub>21</sub>	56	8,922	63	10,208	70	14,350	70	18,261	68	23,800	68	25,217								
14	A <sub>7</sub>	55	8,769	52	8,379	58	11,890	55	14,346	50	17,500	55	20,396	50	17,917	52	18,634	53	18,109	50	18,126
15	A <sub>8</sub>	48	7,692	52	8,379	55	11,275	50	13,043	45	15,750	50	18,542	45	16,126	45	16,125	45	15,376	45	16,313
16	A <sub>9</sub>	55	8,769	56	9,141	58	11,890	60	15,650	55	19,250	60	22,250	57	20,426	53	18,992	55	18,792	50	18,126
17	A <sub>22</sub>	58	9,230	56	9,141	60	12,300	63	16,435	60	21,000	60	22,250	63	22,576	60	21,500	62	21,184	62	22,475
18	A <sub>23</sub>	61	9,691	64	10,360	65	13,325	70	18,259	73	25,550	70	25,959								
19	A <sub>10</sub>	48	7,692	49	7,922	50	10,250	52	13,564	48	16,800	45	16,688	45	16,126	45	16,125	42	14,350	42	15,225
20	A <sub>31</sub>	58	9,230	56	9,141	60	12,300	60	15,650	55	19,250	60	22,250	57	20,426	60	21,500	58	19,817	55	19,938
21	A <sub>25</sub>	51	8,153	52	8,379	60	12,300	60	15,650	60	21,000	60	22,250	55	19,709	58	20,784	58	19,817	55	19,938
22	A <sub>26</sub>	51	8,153	52	8,379	50	10,250	50	13,043	60	21,000	50	18,542	50	17,917	50	17,917	50	17,084	55	19,938
23	A <sub>6</sub>	56	8,922	61	9,903	63	12,915	72	18,780	68	23,800	67	24,846	68	24,368	67	24,009	67	22,892	65	23,563
24	A <sub>27</sub>	56	8,922	61	9,903	60	12,300	55	(13,346) 14,346	53	18,550	50	18,542	55	19,709	53	18,992	55	18,792	55	19,938
25	A <sub>28</sub>	53	8,461	52	8,379	63	12,915	68	17,738	65	22,750	63	23,363	68	24,368	64	22,934	64	21,867	62	22,475
26	A <sub>1</sub>	58	9,230	66	10,665	68	13,940	75	19,563	73	25,550	70	25,959	70	25,084	64	22,934	64	21,867	64	23,200
27	A <sub>29</sub>	51	8,153	56	9,141	61	12,505	52	13,564	48	16,800	50	18,542	55	19,709	55	19,709	55	18,792	52	18,850
28	A <sub>30</sub>	55	8,769	52	8,379	60	12,300	56	14,607	60	21,000	62	22,992	62	22,218	61	21,859	62	21,184	62	22,475
29	A <sub>5</sub>	68	10,768	68	11,122	72	14,760	75	19,563	73	25,550	70	25,959	70	25,084	68	24,367	67	22,892	65	23,563
30	A <sub>32</sub>	53	8,461	52	8,379	60	12,300	67	17,477	62	21,700	60	22,250	57	20,426	60	21,500	58	19,817	60	21,750
31	A <sub>32</sub>	61	9,691	56	9,141	60	12,300	56	14,607	62	21,700	60	22,250	60	21,500	55	19,709				
32	A <sub>33</sub>	48	7,692	49	7,922	53	10,865	52	13,564	45	15,750	45	16,688	50	17,917	47	16,842	47	16,059	45	16,313
33	A <sub>31</sub>	48	7,692	49	7,922	50	10,250	45	11,829	45	15,750	45	16,688								
34	A <sub>35</sub>	55	8,769	58	9,446	65	13,325	72	18,780	73	25,550	70	25,959	70	25,084	69	24,725	70	23,917	68	24,650
35	A <sub>36</sub>	53	8,461	52	8,379	60	12,300	60	15,650	68	23,800	65	24,105	60	21,500	61	21,859	60	20,500	62	22,475
36	A <sub>27</sub>	56	8,922	56	9,141	60	12,300	58	15,130	45	15,750	48	17,801	60	21,500	55	19,709	56	19,134	56	20,300
37	A <sub>38</sub>	60	9,538	59	9,598	60	12,300	63	16,435	65	22,750	68	25,217	68	24,368	61	21,859	62	21,184	61	22,113
38	A <sub>39</sub>	56	8,922	56	9,141	65	13,325	70	18,259	73	25,550	68	25,217	68	24,368	67	24,009				
39	A <sub>40</sub>	48	7,692	52	8,379	60	12,300	59	15,389	62	21,700	60	22,250	58	20,784	61	21,859	61	20,842	61	22,113
40	A <sub>41</sub>	60	9,538	61	9,903	65	13,325	70	18,259	73	25,550										
41	A <sub>42</sub>	73	11,537	68	10,969	80	16,400	78	20,346												



第18表

昭和47年～51年一時金各人別人事考課査定一覽表（申立組合員）

番号	氏名	47年				48年				49年				50年				51年			
		点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬	点	夏	点	冬
1	C <sub>7</sub>	93	14,803	93	15,113	93	19,065	93	24,258	60	21,000	45	16,688								
2	C <sub>8</sub>	93	14,803	93	15,113	93	19,065	93	24,258												
3	C <sub>9</sub>	91	14,485	91	14,788																
4	C <sub>10</sub>	93	14,803	93	15,113	93	19,065														
5	C <sub>11</sub>	91	14,485	91	14,788																
6	C <sub>12</sub>	91	14,485	91	14,788	91	18,655	91	23,736	60	21,000	47	17,430	47	16,842	47	16,842	47	16,059	47	17,038
7	C <sub>5</sub>	91	14,485	91	14,788	91	18,655	91	23,736	80	(28,350)⑥ 28,000	80	(30,038)⑥ 29,667	80	28,667	80	28,667	80	27,334	78	28,275
8	C <sub>13</sub>	88	(23,079)④ 14,007	88	(23,563)④ 14,300																
9	C <sub>14</sub>	93	14,803	93	15,113	93	19,065	91	23,736	60	21,000	60	22,250	60	21,500	60	21,500	60	20,500	58	21,025
10	C <sub>15</sub>	94	14,942	94	15,275	94	19,270	94	24,519	73	(25,900)⑥ 25,550	78	(29,297)⑥ 28,926	78	27,950	78	27,950	78	26,650	77	27,913
11	C <sub>2</sub>	85	13,530	85	13,813	85	17,425	85	22,171	62	21,700	65	24,105	65	23,292	65	23,292	65	22,210	63	22,838
12	C <sub>16</sub>	81	12,893	81	13,163	81	16,605	81	21,128	70	24,500	70	25,959	70	25,084	70	25,084	70	23,917	67	24,288
13	C <sub>17</sub>	78	12,415	78	12,675	78	15,990	78	20,345	67	23,450	68	25,217	68	24,368	68	24,368	68	23,234	68	24,650
14	C <sub>1</sub>	74	(21,010) 11,779①	74	(21,450)① 12,025	74	(27,060)① 15,170	74	(34,430)① 19,302												
15	C <sub>18</sub>	93	(17,668)① 14,803	93	(18,038)① 15,113	93	(22,755)① 19,065	93	(28,953)① 24,258	70	24,500	70	25,959	70	25,084	70	25,084	70	23,917	68	24,650
16	C <sub>19</sub>	58	9,232	58	9,425	58	11,890	58	15,129	62	21,700	62	22,992	62	22,218	62	22,218	62	21,184	60	21,750
17	C <sub>3</sub>	77	12,256	77	12,513	77	15,785	77	20,085	80	(28,350)⑥ 28,000	80	(30,038)⑥ 29,667								
18	C <sub>20</sub>	84	13,370	84	13,650	84	17,220	84	21,910	73	25,550	73	27,071	73	26,159	73	26,159	73	24,942	70	25,375
19	C <sub>21</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	67	23,450	68	25,217	68	24,368	68	24,368	68	23,234	66	23,925
20	C <sub>22</sub>	72	11,460	72	11,700	72	14,760	72	18,780	78	27,300	78	28,926	78	27,950	78	27,950	78	26,650	75	27,188
21	C <sub>23</sub>	78	12,415	78	12,675	78	15,990	78	20,345	85	(30,100)⑥ 29,750	85	31,521	85	30,459	85	30,459	85	29,042	84	30,450
22	C <sub>24</sub>	75	11,938	75	12,188	75	15,375	75	19,563	73	(25,900)⑥ 25,550	78	(29,297)⑥ 28,926	78	27,950	78	27,950	78	26,650	75	27,188
23	C <sub>25</sub>	70	11,142	70	11,375	70	14,350	70	18,259	70	24,500	72	26,701	72	25,800	72	25,800	72	24,600	70	25,375
24	C <sub>26</sub>	73	11,620	73	11,863	73	14,965	73	19,041	75	26,250	73	27,071	73	26,159	73	26,159	73	24,942	70	25,375
25	C <sub>27</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	68	23,800	67	24,846	67	24,009	67	24,009	67	22,892	65	23,563
26	C <sub>28</sub>	62	9,869	62	10,075	62	12,710	62	16,172	68	23,800	70	25,959	70	25,084	70	25,084	70	23,917	68	24,650
27	C <sub>29</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	68	23,800	68	25,217	68	24,368	68	24,368	68	23,234	66	23,925
28	C <sub>30</sub>	58	9,232	58	9,425	58	11,890	58	15,129	67	23,450	65	24,105	65	23,292	65	23,292	65	22,210	63	22,838
29	C <sub>31</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	67	23,450	65	24,105	65	23,292	65	23,292	65	22,210	63	22,838
30	C <sub>32</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	67	23,450	68	25,217	68	24,368	68	24,368	68	23,234	66	23,925
31	C <sub>33</sub>	63	10,028	63	10,238																
32	C <sub>34</sub>	58	9,232	58	9,425	58	11,890	58	15,129	60	21,000	65	24,105	65	23,292	65	23,292	65	22,210	63	22,838
33	C <sub>35</sub>	74	11,779	74	12,025	74	15,170	74	19,302	77	26,950	77	28,555	77	27,592	77	27,592	77	26,309	75	27,188
34	C <sub>36</sub>	60	9,550	60	9,750	60	12,300	60	15,650	73	25,550	70	25,959	70	25,084	70	25,084	70	23,917	68	24,650
35	C <sub>37</sub>	71	11,301	71	11,538	71	14,555	71	18,520	75	26,250	75	27,813	75	26,875	75	26,875	75	25,625	73	26,463
36	C <sub>38</sub>					55	11,275	55	14,346	53	18,550	55	20,396	55	19,709	55	19,709	55	18,792	55	19,938
37	C <sub>39</sub>					55	11,275	55	14,346	48	16,800	52	19,284	52	18,634	52	18,634	52	17,767	52	18,850
38	C <sub>40</sub>					55	11,275	55	14,346	48	16,800	55	20,396	55	19,709	55	19,709	55	18,792	55	19,938
39	C <sub>41</sub>					55	11,275	55	14,346	48	16,800	50	18,542	50	17,917	48	(17,917)⑥ 17,200	50	17,084	57	20,663
40	C <sub>42</sub>					55	11,275	55	14,346	60	21,000	57	21,138	57	20,426	57	20,426	57	19,475	50	18,126
41	C <sub>4</sub>		(11,537)		(11,883)		(16,400)	78	20,346	83	(29,400)⑥ 29,050	80	(30,038)⑥ 29,667								
42	A <sub>41</sub>		(9,538)		(9,903)		(13,325)		(18,259)		(25,550)	75	27,813	75	26,875	75	26,875	75	25,625	73	26,463

43	A <sub>23</sub>		( 9,691)		(10,360)		(13,325)		(18,259)		(25,550)		(25,959)	73	26,159	70	(26,159) 25,084 ㉑	73	24,942	70	25,375
44	A <sub>24</sub>		( 9,230)		(10,207)		(12,300)		(15,650)		(17,500)		(21,138)	58	20,784	57	20,426	57	19,475	57	20,663
45	A <sub>25</sub>		( 7,692)		( 7,922)		(10,250)		(11,829)		(15,750)		(16,688)	48	17,200	45	16,126	45	15,376	45	16,313
46	A <sub>22</sub>		( 9,230)		( 9,141)		(11,890)		(15,650)		(21,000)		(24,105)	66	23,650	65	23,292	65	22,210	63	22,838
47	A <sub>28</sub>		( 8,769)		( 9,446)		(12,300)		(16,172)		(21,700)		(24,105)	68	24,368	65	23,292	65	22,210	63	22,838
48	A <sub>21</sub>		( 8,922)		(10,208)		(14,350)		(18,259)		(23,800)		(25,217)	70	25,084	68	24,368	68	23,234	66	23,925
49	A <sub>23</sub>		( 9,538)		(10,208)		(12,300)		(16,172)		(24,500)		(25,959)	71	25,442	70	25,084	70	23,917	68	24,650
50	C <sub>25</sub>	66	10,505	66	10,725	66	13,530	66	17,215	62	(22,050) 21,700 ㉑	62	(23,363) 22,992 ㉑	62	22,218	62	22,218	62	21,184	61	22,113
51	C <sub>26</sub>	59	9,391	59	9,588	59	12,095	59	15,390	58	20,300	57	21,138		退						
52	C <sub>27</sub>	70	11,142	70	11,375	70	14,350	70	18,259	68	(24,150) 23,800 ㉑	67	(25,217) 24,846 ㉑	67	24,009	67	24,009	67	22,892	65	23,563
53	C <sub>28</sub>	63	10,028	63	10,238	63	12,915	63	16,433	65	22,750	67	24,846	67	24,009	67	24,009	67	22,892	65	23,563
54	C <sub>29</sub>	61	9,710	61	9,913	61	12,505	61	15,911	58	20,300	57	21,138	57	20,426	57	20,426	57	19,475	57	20,663
55	A <sub>28</sub>		( 7,692)		( 8,379)		(11,685)		(14,346)		(16,800)		(21,138)	58	20,784	57	20,426	58	19,817	57	20,663
56	A <sub>21</sub>		( 9,230)		( 9,598)		(11,685)		(14,346)		(19,250)		(21,138)	58	20,784	57	20,426	58	19,817	57	20,663
57	A <sub>29</sub>		( 9,537)		(10,208)		(12,710)		(16,172)		(21,700)		(22,992)	62	22,218	62	22,218	62	21,184	61	22,113
58	A <sub>23</sub>		( 8,769)		( 8,684)		(11,890)		(14,346)		(20,300)		(21,509)	60	21,500	58	20,784	55	18,792	55	19,938
59	C <sub>21</sub>																	55	18,792	55	19,938
	合 計	2,996		2,996		2,938		2,921		2,606		2,676		3,106		3,086		3,145		3,073	
			476,881		486,862		602,290		761,910		912,000		992,370		1,113,011		1,105,847		1,074,567		1,113,978
	平 均	74.9		74.9		71.66		71.24		66.82		66.9		66.09		65.66		65.52		64.02	
			11,922.02		12,171.55		14,690.00		18,583.17		23,387.18		24,809.25		23,680.87		23,528.66		22,386.81		23,207.88

㉑ 退職 ㉒ 定年 ㉓ 係長以上への昇格

㉔ 反対尋問で指摘を受けて直したもの ㉕ ㉔の影響で直したもの ㉖ 転記誤りで直したもの

第19表

## 各 人 別 人 事 考 課 査 定 一 覧 表

(申立組合員)

(昭和52、53年、賃上げ・一時金)

性別	No.	対象者氏名	賃上げ				一時金							
			52年度		53年度		52年度				53年度			
							夏期		冬期		夏期		冬期	
			額 (円)	点数	額 (円)	点数	額 (円)	点数	額 (円)	点数	額 (円)	点数	額 (円)	点数
男	1	A <sub>11</sub>	1,700	68	1,700	68	25,218	68	26,634	68	26,739	69	29,167	70
	2	A <sub>4</sub>	1,600	64	1,600	64	23,735	64	24,676	63	24,025	62	25,834	62
	3	A <sub>14</sub>	1,700	68	1,700	68	24,477	66	26,242	67	25,964	67	27,917	67
	4	A <sub>2</sub>	1,700	68	1,650	66	24,476	66	25,460	65	25,189	65	26,252	63
	5	A <sub>17</sub>	1,400	56	1,400	56	21,139	57	22,326	57	22,088	57	22,918	55
	6	A <sub>20</sub>	1,730	69	1,730	69	25,960	70	27,417	70	26,740	69	29,167	70
	7	A <sub>7</sub>	1,200	48	1,150	46	16,689	45	17,626	45	17,439	45	19,584	47
	8	A <sub>8</sub>	1,100	44	1,100	44	16,689	45	17,626	45	17,439	45	17,500	42
	9	A <sub>9</sub>	1,250	50	1,250	50	16,688	45	17,626	45	18,600	48	20,834	50
	10	A <sub>26</sub>	1,200	48	1,230	49	18,542	50	19,584	50	18,213	47	19,585	47
	11	A <sub>6</sub>	1,630	65	1,650	66	24,846	67	26,243	67	25,190	65	26,251	63
	12	A <sub>27</sub>	1,300	52	1,330	53	19,655	53	21,542	55	20,151	52	21,667	52

性	13	A <sub>28</sub>	1,600	64	1,580	63	23,363	63	24,676	63	24,412	63	27,085	65
	14	A <sub>1</sub>	1,600	64	1,600	64	23,735	64	25,851	66	25,189	65	27,084	65
	15	A <sub>29</sub>	1,300	52	1,300	52	19,284	52	20,759	53	20,151	52	21,667	52
	16	A <sub>30</sub>	1,550	62	1,550	62	22,993	62	24,284	62	23,252	60	25,000	60
	17	A <sub>5</sub>	1,630	65	1,650	66	24,847	67	25,459	65	25,189	65	27,084	65
	18	A <sub>31</sub>	1,500	60	1,530	61	22,250	60	23,500	60	24,027	62	24,584	59
	19	A <sub>33</sub>	1,200	48	1,130	45	16,689	45	17,626	45	17,439	45	18,752	45
	20	A <sub>35</sub>	1,700	68			25,218	68	26,634	68				
	21	A <sub>36</sub>	1,500	60	1,450	58	22,250	60	22,717	58	21,700	56	22,917	55
	22	A <sub>37</sub>	1,430	57	1,400	56	21,509	58	22,717	58	21,314	55	22,918	55
	23	A <sub>38</sub>	1,550	62	1,550	62	22,992	62	24,677	63	24,414	63	25,834	62
	24	A <sub>40</sub>	1,500	60	1,450	58	22,251	60	23,500	60	22,477	58	23,751	57
25	A <sub>10</sub>	1,050	42	1,050	42	15,575	42	16,450	42	16,275	42			
女性	1	A <sub>3</sub>	1,200	48	1,280	51	18,543	50	19,585	50	19,376	50	21,667	52
組織	組織合計		37,820	1,512	36,010	1,439	559,613	1,509	591,437	1,510	552,992	1,427	575,019	1,880
	組織平均		1,454 <sup>6</sup>	58 <sup>15</sup>	1,440 <sup>4</sup>	57 <sup>56</sup>	21,523 <sup>6</sup>	58 <sup>03</sup>	22,747 <sup>6</sup>	58 <sup>08</sup>	22,119 <sup>7</sup>	57 <sup>08</sup>	23,959 <sup>1</sup>	57 <sup>5</sup>

※ A<sub>10</sub> 53. 2.19退職

※ 切り上げ額 (計) 52年度賃上げ額 20円

A<sub>35</sub> 52.12.31脱退

53 " 35円

第20表

会社回答を基準にした

## 人事考課査定結果組合組織別比較表

(昭和52、53年、賃上げ・一時金)

	記号		賃 上 げ		一 時 金			
			5 2 年	5 3 年	5 2 年		5 3 年	
					夏 期	冬 期	夏 期	冬 期
会社 の 回 答 内 容	①	申立組合員	26	25	26	26	25	24
	②	申立外組合員	54	50	55	54	51	50
	③	中 立	3	4	3	3	4	4
	④	計 ① + ② + ③	83	79	84	83	80	78
	⑤	平均金額	1,500	1,500	22,250	23,500	23,250	25,000
	⑥	1点当りの単価⑤/⑦	25	25	370.83	391.67	387.50	416.67
	⑦	平均点	60	60	60	60	60	60
	⑧	④ × ⑤	124,500	118,500	1,869,000	1,950,500	1,860,000	1,950,000
申立組合実績	⑨	組合員1名当りの平均金額 ①/①	1,453.85	1,439	21,522.57	22,746.78	22,118.50	23,958.33
	⑩	組合員1名当りの平均点数 ⑨/⑥	58.15	57.56	58.04	58.08	57.08	57.50
	⑪	① × ⑨	37,799.97	35,975	559,586.86	591,416.28	552,962.50	574,999.91
申立外組合実績	⑫	⑧ - ⑪	86,700.03	82,525	1,309,413.14	1,359,083.67	1,317,037.50	1,375,000.09
	⑬	組合員1名当りの平均金額 ⑫/②+③	1,521.05	1,528.24	22,576.09	23,843.56	23,764.32	25,462.98
申立組合と申立外組合との差	⑭	組合員1名当りの平均点数 ⑬/⑥	60.85	61.12	60.88	60.88	61.33	61.11
		考課金額 ⑨ - ⑬	67.20	89.24	1,053.52	1,096.78	1,645.82	1,504.65
		考課点数 ⑩ - ⑭	△ 2.7	△ 3.56	△ 2.84	△ 2.8	△ 4.25	△ 3.61

(註) △印は申立組合員が申立外組合員(含中立)に比し少ないことを示す。

第21表

人事考課査定の部門別等組合組織別比較表（長欠者を除く）  
（昭和51年、賃上げ・一時金）

区 分	組 合 別	賃 上 げ			夏 期 一 時 金			冬 期 一 時 金		
		人 員	平 均 1人当り 査定点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査定点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査定点	平 均 1人当り 金 額
標 準 者	申立組合	32	点	円	32	点	円	31	点	円
	申立外組合	49			51			51		
全 社	申立組合	30	60.28	1,507.50	30	60.24	20,580.20	30	59.47	21,556.87
	申立外組合	49	61.67	1,541.84	51	60.49	20,668.02	51	60.37	21,885.22
事 務 ・ 技 術 部 門	申立組合	8	64.25	1,606.25	8	63.88	21,824.50	8	63.25	22,928.25
	申立外組合	21	63.00	1,575.00	23	61.70	21,079.87	23	61.74	22,380.52
現 業 部 門	申立組合	22	58.86	1,471.59	22	58.91	20,127.73	22	58.09	21,058.18
	申立外組合	28	60.68	1,516.96	28	59.50	20,329.71	28	59.25	21,478.36
職 制 (作業長)	申立組合	3	68.00	1,700.00	3	68.00	23,233.66	3	66.00	23,925.33
	申立外組合	7	69.43	1,735.71	7	68.86	23,526.71	7	68.43	24,805.42
現 業 部 門 (職制除く)	申立組合	19	57.42	1,435.53	19	57.48	19,637.32	19	56.84	20,605.47
	申立外組合	21	57.76	1,444.05	21	56.38	19,264.05	21	56.19	20,369.33
男 性 平 均	申立組合	29	60.62	1,515.52	29	60.59	20,700.76	29	59.79	21,675.21
	申立外組合	39	63.03	1,575.64	41	61.76	21,100.54	41	61.61	22,333.71

人事考課査定組合組織別分布表

第22表 (昭和51年、賞上げ)

	74	○	
	73		
	72		
	71	○ ○ ○ ○	
	70	○ ○ ○	○ ○
	69	○ ○	○ ○
	68	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○
	67		○ ○ ○ ○
	66	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	65	○	
	64	○ ○ ○	
	63	○ ○	○ ○
	62	○	○ ○
	61		○ ○ ○ ○
	60	○ ○ ○	
	59		
	58	○ ○ ○ ○	
	57	○	
	56	○ ○	
	55	○	○ ○ ○ ○
	54		
	53	○	
	52		
	51		
	50	○ ○ ○	
	49		○
	48	○	
	47		○
	46	○ ○ ○	
	45		
	44		○
	43		
	42	○	○ ○ ○
申立組合 (男女計) (31名 1名 32名)	査定点	申立外組合 (男女計) (39名 10名 49名)	

第23表 (昭和51年、夏期一時金)

	74		
	73	○	
	72	○	
	71		
	70	○ ○ ○ ○ ○	
	69		
	68	○ ○ ○ ○ ○	
	67	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
	66	○	
	65	○ ○ ○	
	64	○ ○ ○ ○	
	63	○ ○	
	62	○ ○ ○	
	61	○ ○ ○	
	60	○ ○	
	59		
	58	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	57		
	56	○	
	55	○ ○ ○	
	54		
	53	○	
	52		
	51		
	50	○ ○	
	49	○ ○ ○	
	48		
	47	○	
	46		
	45	○ ○ ○ ○	
	44		
	43		
	42	○	
申立組合 (男女計) (81名 1名 32名)	査定点	申立外組合 (男女計) (41名 10名 51名)	

第24表 (昭和51年、冬期一時金)

	74		
	73		
	72	○	
	71		
	70	○ ○ ○ ○	
	69		
	68	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	67	○	
	66	○ ○	
	65	○ ○ ○	
	64	○ ○ ○ ○ ○ ○	
	63	○ ○ ○ ○	
	62	○ ○ ○ ○	
	61	○ ○	
	60	○	
	59		
	58	○	
	57		
	56	○	
	55	○ ○ ○ ○	
	54		
	53		
	52	○	
	51		
	50	○ ○ ○	
	49		
	48	○	
	47	○	
	46		
	45	○ ○	
	44		
	43		
	42	○	
申立組合 (男女計) (30名 1名 31名)	査定点	申立外組合 (男女計) (41名 10名 51名)	

人事考課査定の部門別等組合組織別比較表

(長欠者を含む全員)

第25表 (昭和51年、賃上げ・一時金)

区 分	組合別	賃 上 げ			夏 期 一 時 金			冬 期 一 時 金		
		人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額
標 準 者	申立組合	名 32	点	円 150000	名 32	点	円 2050000	名 31	点	円 2175000
	申立外組合	49			51			51		
全 社	申立組合	32	5916	147891	32	5910	2019088	31	5890	2135261
	申立外組合	49	6167	154184	51	6049	2066802	51	6037	2188522
事 務、技 術 部 門	申立組合	8	6425	160625	8	6388	2182450	8	6325	2292825
	申立外組合	21	6300	157500	23	6170	2107987	23	6174	2238052
現 業 部 門	申立組合	24	5746	143646	24	5750	1964633	23	5739	2080457
	申立外組合	28	6068	151696	28	5950	2032971	28	5925	2147836
職 制 ( 作 業 長 )	申立組合	3	6800	170000	3	6800	2323366	3	6600	2392533
	申立外組合	7	6943	173571	7	6886	2352671	7	6843	2480542
現 業 部 門 ( 職 制 除 く )	申立組合	21	5595	139881	21	5600	1913386	20	5610	2033645
	申立外組合	21	5776	144405	21	5638	1926405	21	5619	2036933
男 性 平 均	申立組合	31	5942	148548	31	5939	2029110	30	5920	2146020
	申立外組合	39	6303	157564	41	6176	2110054	41	6161	2233371

人事考課査定組合組織別比較表

第26表 (昭和53年、賃上げ・一時金)

区 分	賃 上 げ			夏期一時金			冬期一時金		
	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額
	名	点	円	名	点	円	名	点	円
合 計	79	60.22	1,505.38	79	60.38	2,339.741	78	60.41	25,171.55
申立組合	25	57.56	1,439.00	25	57.08	2,211.880	24	57.50	23,958.92
申立外組合	50	61.16	1,529.00	50	61.62	2,387.798	50	61.34	25,558.96
中 立	4	65.00	1,625.00	4	65.50	2,538.150	4	66.25	27,604.75

人事考課査定の部門別等組合組織別比較表

第27表 (昭和53年、賃上げ・一時金)

区分	組合別	賃 上 げ			夏 期 一 時 金			冬 期 一 時 金		
		人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額
標 準 者	申立組合	名 25	点	円 150000	名 25	点	円 2325000	名 24	点	円 2500000
	申立外組合	50			50			50		
全 社	申立組合	25	5756	143900	25	5708	2211880	24	5750	2395892
	申立外組合	50	6116	152900	50	6162	2387798	50	6134	2555896
事 務 ・ 技 術 部 門	申立組合	7	6314	157857	7	6271	2430214	7	6271	2613143
	申立外組合	21	6333	158333	21	6386	2474481	21	6405	2668710
現 業 部 門	申立組合	18	5539	138472	18	5489	2126972	17	5535	2306435
	申立外組合	29	5959	148966	29	6000	2325028	29	5938	2474203
職 制 (作業長)	申立組合	2	6600	165000	2	6500	2518800	2	6400	2666750
	申立外組合	7	6757	168929	7	6771	2623957	7	6857	2857200
現 業 部 門 (職制除く)	申立組合	16	5406	135156	16	5363	2077994	15	5420	2258393
	申立外組合	22	5705	142614	22	5755	2229914	22	5645	2352341
男 性 平 均	申立組合	24	5783	144583	24	5738	2223313	23	5774	2405857
	申立外組合	43	6191	154767	43	6216	2408835	43	6202	2584365

第28表 (昭和53年、賃上げ・一時金)

組合別	賃 上 げ			夏 期 一 時 金			冬 期 一 時 金		
	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額
申立組合	名 7	点 6314	円 157857	名 7	点 6271	円 2430214	名 7	点 6271	円 2613143
申立外組合	21	6333	158333	21	6386	2474481	21	6405	2668710

## 組織別・係別等比較表

第29表 (昭和53年、賃上げ・一時金)

区 分	組合別	賃 上 げ			夏 期 一 時 金			冬 期 一 時 金		
		人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額	人 員	平 均 1人当り 査 定 点	平 均 1人当り 金 額
組 合 別	申立組合	名 18	点 5539	円 138472	名 18	点 5489	円 2126972	名 17	点 5535	円 2306435
	(作業長含む) 申立外組合	※ 29	※ 5959	※ 1,48966	※ 29	※ 6000	※ 23,25028	※ 29	※ 5938	※ 24,74203
第 一 係	申立組合	5	4880	122000	5	4800	18,60002	4	4975	2072975
	(作業長含む) 申立外組合	14	6200	155000	14	6243	24,19136	14	6150	2562564
第 二 係	申立組合	13	5792	144808	13	5754	22,29646	13	5708	23,78269
	( " ) 申立外組合	11	5745	1,43636	11	5736	22,22873	11	5818	24,24309
第 一 係	申立組合	5	4880	122000	5	4800	18,60002	4	4975	20,72975
	(作業長除く) 申立外組合	10	5980	149500	10	6020	23,32780	10	5860	24,41730
第 二 係	申立組合	11	5645	141136	11	5618	21,77073	11	5582	23,25818
	( " ) 申立外組合	9	5500	1,37500	9	5489	21,26978	9	5556	23,14889

(注) ※印は庶務・包装部門関係を含む

8 申立組合の昭和47年から昭和53年までの執行委員

次のとおりである。

第30表

年	47	48	49	50	51	52	53
執行委員氏名	A <sub>42</sub>	A <sub>42</sub>	A <sub>17</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	A <sub>2</sub>
	A <sub>1</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>25</sub>	A <sub>20</sub>	A <sub>20</sub>	A <sub>17</sub>	A <sub>4</sub>
	A <sub>2</sub>	A <sub>2</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>17</sub>	A <sub>17</sub>	A <sub>14</sub>	A <sub>14</sub>
	A <sub>20</sub>	A <sub>20</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>1</sub>	A <sub>26</sub>
	A <sub>17</sub>	A <sub>17</sub>	A <sub>21</sub>	A <sub>14</sub>	A <sub>14</sub>	A <sub>4</sub>	A <sub>1</sub>
	A <sub>25</sub>	A <sub>25</sub>	A <sub>32</sub>	A <sub>32</sub>	A <sub>26</sub>	A <sub>26</sub>	A <sub>20</sub>
	A <sub>18</sub>	A <sub>40</sub>	A <sub>40</sub>	A <sub>25</sub>	A <sub>31</sub>	A <sub>31</sub>	A <sub>30</sub>

## 9 賃金公開

申立組合は、考課査定の撤廃と、公正な賃金支給の担保として賃金公開を会社に要求し続けたが、会社は、①賃金は、会社と従業員各人の労働契約であり、各人の承諾なく公開すべきでないこと、②各人の査定点なり査定額は、給与支給明細書によって逆算できること、③考課査定に対する苦情処理制度があること、④賃金公開はかえって弊害を伴うこと、⑤必要ならば、会社は、賃上げ、一時金が労使協定どおり支払われた旨の公認会計士による証明書を組合に提示する用意のあること等を理由に、上記申立組合の要求を拒否した。

なお、昭和42年から昭和45年にかけて、賃上げにつき、労使協定どおり支払われたかどうかについて、各人別給与明細書によって労使間で確認していた。

以上のことが認められる。

## 第2 判断

- 1 申立人は、会社は申立組合を嫌悪し、昭和47年から昭和51年まで及びその後の追加申立により、さらに昭和53年までの賃上げ、夏期・冬期各一時金の考課査定において、申立組合員に対し、ことさら低い査定をなしたものであり、これは労働組合法第7条に該当する不当労働行為であるから、その救済として、昭和47年から昭和53年までの賃上げ、夏期・冬期各一時金について、申立組合員以外の者との差額の是正、遅延損害金、慰籍料の支払い、誓約書の交付及び謝罪文の掲示・掲載を求めるとともに、会社は、申立組合員に対する差別的な査定を隠す意図で賃金台帳の公開を拒んできたのであるから、これは労働組合

法第7条に該当する不当労働行為であり、その救済として賃金台帳の公開を求めた。

一方、被申立人は、申立人の本件申立中、昭和47年ないし昭和50年、昭和52年の賃上げ、夏期・冬期各一時金の査定に関する差額金、遅延損害金、慰籍料の支払い、誓約書の交付及び謝罪文の掲示・掲載を求める部分については、申立日より1年以上前の件であるとの理由で労働組合法第27条第2項により却下を求め、昭和51、53年の賃上げ、夏期・冬期各一時金につき、差額金、遅延損害金、慰籍料の支払い、誓約書の交付及び謝罪文の掲示・掲載を求める部分並びに賃金台帳の公開を求める部分については、申立人主張のような事実はないとして棄却を求めた。

よって以下判断する。

## 2 昭和51年賃上げ及び夏期・冬期各一時金について

(1) 前記第1の7の(2)で認定のごとく、昭和51年賃上げ及び夏期・冬期各一時金における申立組合員、申立外組合員の各平均査定額・平均査定点は、第21表、第25表のとおりであり、それによると、申立組合員(32名、但し、冬期一時金は31名)と申立外組合員(51名、但し、賃上げは49名)間で、1人平均長欠者を含めた場合には

賃上げにおいて	62円93銭	2.51点
夏期一時金において	477円14銭	1.39点
冬期一時金において	532円61銭	1.47点

長欠者(賃上げ、夏期一時金において2名、冬期一時金において1名、いずれも申立組合員に含まれる。)を除いた場合には、

賃上げにおいて	34円34銭	1.39点
夏期一時金において	87円82銭	0.25点
冬期一時金において	328円35銭	0.90点

いずれも、申立組合員の平均が申立外組合員のそれより低くなっていることが認められる。

(2) そこで、これが、会社が申立組合を嫌悪し、そのために申立組合員を低く査定したことによるものか否か検討する。

ア 前記認定の第22表ないし第24表のとおり、賃上げにおいては、申立組合員（32名）の査定点は70点から44点（長欠者2名を除く。）まで申立外組合員（49名）のそれは、74点から42点にまで分布しており、分布の状況は、両組合間において、特に著しい相違が認められず、申立組合員においても基準点である60点を超える者が15名、60点の者が4名あり、これを加えると19名が基準点以上になり、一方、申立外組合員にも60点未満の者が17名おり、60点の者も3名いること。

夏期一時金においては、申立組合員（32名）の査定点は、70点から45点（長欠者2名を除く。）まで、申立外組合員（51名）のそれは73点から42点にまで分布しており、分布の状況は、両組合間において特に著しい相違が認められず、申立組合員においても基準点である60点を超える者が16名、60点の者が2名あり、これを加えると18名が基準点以上になり、一方、申立外組合員にも60点未満の者が18名おり、60点の者も2名いること。

冬期一時金においては、申立組合員（31名）の査定点は70点から45点（長欠者1名を除く。）まで、申立外組合員（51名）のそれは72点から42点にまで分布しており、分布の状況は、両組合員間において特に著しい相違が認められず、申立組合員においても基準点である60点を超える者が17名おり、60点の者1名を加えると18名が基準点以上となり、一方、申立外組合員にも60点未満の者が16名おり、60点の者が6名いること。

イ 前記認定の第25表により、部門別に申立組合員と申立外組合員の平均査定額・平均査定点を比較すると、事務・技術部門では、申立組合員（8名）と申立外組合（23名、但し、賃上げについては21名）の平均査定額・平均査定点は、賃上げにおいて31円25銭－1.25点、夏期一時金において744円63銭－2.18点、冬期一時金において547円73銭－1.51点、いずれも申立組合員の平均が高くなっており、現業部門では、申立組合員（24名、但し、冬期一時金については23名）と申立外組合員（28名）の平均査定額・平均査定点は、賃上げにおいて80円50銭－3.22点、夏期一時金において683円38銭－2.00点、冬期一時金において673円79銭－1.86点、いずれも申立組合員の平均が低くなって

いるが、その差はいずれも僅少とあって差支えなく、特に異常性は認められないこと。

ウ 前記第1の8で認定の第30表のとおり、昭和47年から昭和53年までの間の申立組合執行委員経験者は15名であり、そのうち、昭和51年当時申立組合員であった者はA<sub>4</sub>、A<sub>14</sub>、A<sub>2</sub>、A<sub>17</sub>、A<sub>20</sub>、A<sub>25</sub>、A<sub>26</sub>、A<sub>1</sub>、A<sub>30</sub>、A<sub>31</sub>、A<sub>40</sub>の11名であって、ほかに特段の事情のない本件では、上記11名は申立組合の主たる活動家と推認されるところ、賃上げ査定額が、A<sub>2</sub>、A<sub>20</sub>各1,730円、A<sub>4</sub>、A<sub>14</sub>各1,700円、A<sub>1</sub>1,650円、A<sub>30</sub>1,580円、A<sub>17</sub>、A<sub>25</sub>、A<sub>40</sub>各1,500円、A<sub>31</sub>1,430円、A<sub>26</sub>1,300円となっており、協定書による平均額1,500円、申立組合員と申立外組合員の平均額1,517円を6名が上回り、上記11名の平均額は1,575円で上記いずれの平均額をも上回っており、夏期一時金査定額が、A<sub>20</sub>23,234円、A<sub>4</sub>、A<sub>14</sub>、A<sub>2</sub>各22,892円、A<sub>1</sub>21,867円、A<sub>30</sub>21,184円、A<sub>40</sub>20,842円、A<sub>17</sub>20,500円、A<sub>25</sub>、A<sub>31</sub>各19,817円、A<sub>26</sub>17,084円となっており、協定書による中立をも含む平均額20,500円、申立組合員と申立外組合員の平均額20,484円を7名ないし8名が上回り、上記11名の平均額は21,184円で上記いずれの平均額をも上回っており、冬期一時金査定額がA<sub>2</sub>、A<sub>20</sub>各24,650円、A<sub>4</sub>、A<sub>14</sub>各23,925円、A<sub>1</sub>23,200円、A<sub>30</sub>22,475円、A<sub>40</sub>22,113円、A<sub>31</sub>21,750円、A<sub>17</sub>21,025円、A<sub>25</sub>、A<sub>26</sub>各19,938円となっており、協定書による中立をも含む平均額21,750円、申立組合員と申立外組合員の平均額21,684円を7名ないし8名が上回り、上記11名の平均額は22,508円で上記いずれの平均額をも上回っていることが認められ、申立組合の活動家であるからといって低い査定を受けているとはいえないこと。

以上、ア、イ、ウを総合すると前記第1の2及び4で認定の諸事情、とりわけ、組合分裂の経過、考課査定制度導入の経緯、申立組合と会社間の労使関係が必ずしも円滑にはっていないこと、会社が申立組合の活動方針を好ましく考えていないふしが窺われること、係長作成の申立組合に対する支配介入的文言が含まれる文書（自己申告書）に対し会社が黙認しているふしが窺えること等の諸事情を考慮しても、前記賃上げ、夏期・冬期各一時金における申立組合員と申立外組合員の平均査定額・平均査定額の差が、会社が申立組合を嫌悪し、ことさらに低く査定した結果であるとは到底

認定できないものである。

- (3) 以上の次第で、申立人の本件申立中、昭和51年賃上げ、夏期・冬期各一時金について差別があるとして、その是正を求める部分並びにこれに差別があることを前提とする遅延損害金、慰藉料の支払い、誓約書の交付及び謝罪文の掲示・掲載を求める部分は、その余の判断をするまでもなく、労働組合法第7条に該当せず棄却を免れないものである。

### 3 昭和53年賃上げ及び夏期・冬期各一時金について

- (1) 前記認定のごとく、昭和53年賃上げ及び夏期・冬期各一時金における申立組合員と申立外組合員の各平均査定額・平均査定点は第26表のとおりであり、それによると、申立組合員（25名、但し、冬期一時金は24名）と申立外組合員（50名）間で、1人当たり平均

賃上げにおいて	90円	3.6点
夏期一時金において	1,759円18銭	4.54点
冬期一時金において	1,600円04銭	3.84点

いずれも、申立組合員の平均が申立外組合員のそれよりも低くなっていることが、認められる。

- (2) そこで、これが、会社が申立組合を嫌悪し、そのために申立組合員をことさら低く査定したことによるものか否か検討する。

ア 前記認定の第19表のとおり、賃上げにおいては、申立組合員（25名）の査定点は69点から42点にまで分布しており、基準点である60点を超えるものが12名おり、一方、申立外組合員（50名）の査定点の分布状況は詳らかでないものの、申立外組合員の平均点は61.16点であって、分布の状況は第22表ないし第24表の申立外組合員のそれらと大きな相違はないこと。

夏期一時金においては、申立組合員（25名）の査定点は69点から42点まで分布しており、基準点である60点を超える者が11名、60点の者が1名あり、これを加えると12名が基準点以上になり、一方、申立外組合員（50名）の査定点の分布状況は詳らかでないものの、その平均点は61.62点であって、分布の状況は第22表ないし第24表の申立外組合員のそれらと大きな相違はないこと。

冬期一時金においては、申立組合員（24名）の査定点は70点から42点まで分布しており、基準点である60点を超える者が10名おり、60点の者が1名あり、これに加えると11名が基準点以上になり、一方申立外組合員（50名）の査定分の分布状況は詳らかでないが、その平均点は61.34点であって分布の状況は第22表ないし第24表の申立外組合員のそれらと大きな相違はないこと。

イ 前記認定の第27表ないし第29表により部門別に申立組合員と申立外組合員の平均査定額・平均査定点を比較すると事務・技術部門では、申立組合員（7名）と申立外組合員（21名）の平均査定額・平均査定点は、賃上げにおいて4円76銭-0.19点、夏期一時金において442円67銭-1.15点、冬期一時金において555円67銭-1.34点いずれも申立組合員の平均が低くなっており、現業部門第一係では申立組合員（5名、但し、冬期一時金については4名）と申立外組合員（14名）の平均査定額・平均査定点は、賃上げにおいて330円-13.2点、夏期一時金において5,591円34銭-14.43点、冬期一時金において4,895円89銭-11.75点、いずれも申立組合員の平均が低くなっており、現業部門第二係では、申立組合員（13名）と申立外組合員（11名）の平均査定額・平均査定点は、賃上げにおいて11円72銭-0.47点、夏期一時金において67円73銭-0.18点、申立組合員の平均が高くなっており、冬期一時金において460円40銭-1.1点、申立組合員の平均が低くなっていることが認められ、事務・技術部門及び現業部門第二係における差はわずかなもので特に異常性は認められないこと、現業部門第一係では、著しく申立組合員の平均査定額・平均査定点は低くなっているが、これは、申立組合員5名（但し、冬期一時金については4名）中、A<sub>7</sub>、A<sub>8</sub>、A<sub>9</sub>、A<sub>10</sub>の4名（但し、冬期一時金についてはA<sub>10</sub>は除く。）が前記第1の7の(2)のウ認定のごとき理由から著しく低く査定されているためであり、この理由は合理的にして相当であると認められること。

ウ 前記申立組合の活動家11名のうち、昭和53年に申立組合の組合員であったのは、A<sub>25</sub>を除く10名であるが、賃上げ査定額がA<sub>20</sub>1,730円、A<sub>14</sub>1,700円、A<sub>21</sub>1,650円、A<sub>4</sub>、A<sub>1</sub>各1,600円、A<sub>30</sub>1,550円、A<sub>31</sub>1,530円、A<sub>40</sub>1,450円、A<sub>17</sub>1,400円、A<sub>26</sub>1,230円と

なっており、協定書による中立をも含む平均額1,500円、中立をも含む総平均額1,505円、申立組合員と申立外組合員の総平均額1,499円を7名が上回り上記10名の平均額は1,544円で上記いずれの平均額をも上回っており、夏期一時金査定額がA<sub>20</sub>26,740円、A<sub>14</sub>25,964円、A<sub>2</sub>、A<sub>1</sub>各25,189円、A<sub>31</sub>24,027円、A<sub>4</sub>24,025円、A<sub>30</sub>23,252円、A<sub>40</sub>22,477円、A<sub>17</sub>22,088円、A<sub>26</sub>18,213円であって協定書による中立をも含む平均額23,250円、中立をも含む総平均額23,397円、申立組合員と申立外組合員の総平均額23,292円を6名ないし7名が上回り、上記10名の平均額は23,716円であって上記いずれの平均額をも上回っており、冬期一時金査定額がA<sub>20</sub>29,167円、A<sub>14</sub>27,917円、A<sub>1</sub>27,084円、A<sub>2</sub>26,252円、A<sub>4</sub>25,834円、A<sub>30</sub>25,000円、A<sub>31</sub>24,584円、A<sub>40</sub>23,751円、A<sub>17</sub>22,918円、A<sub>26</sub>19,585円であって、協定書による中立をも含む平均額25,000円、中立をも含む総平均額25,172円、申立組合員と申立外組合員の平均額25,040円を5名が上回り、上記10名の平均額は25,209円であって、上記いずれの平均額をも上回っていることが認められ、申立組合の活動家であるからといって低い査定を受けているとはいえないこと。

以上ア、イ、ウを総合すると前記第2の2の(2)末尾の判断の場合と同様本件賃上げ、夏期・冬期各一時金における申立組合員と申立外組合員の平均査定額・平均査定額の差が、会社が申立組合を嫌悪し、それを理由に申立組合員をことさらに低く査定した結果であるとは認定できないものである。

(3) 以上の次第で、申立人の本件申立中、昭和53年賃上げ、夏期・冬期各一時金について差別があるとして、その是正を求める部分並びにこれに差別があることを前提とする遅延損害金、慰藉料の支払い、誓約書の交付及び謝罪文の掲示・掲載を求める部分は、その余の判断をするまでもなく、労働組合法第7条に該当せず棄却を免れない。

4 昭和47年ないし昭和50年、昭和52年における賃上げ及び夏期・冬期各一時金について昭和47年ないし昭和50年、昭和52年における賃上げ及び夏期・冬期各一時金の査定は申立時（昭和52年5月21日）及び追加申立時（昭和54年4月21日）において行為の日から1年を経過した問題であるから、労働組合法第27条第2項に照らして不適法なものである。

申立人は、会社が昭和47年から昭和53年まで一貫した不当労働行為意思に基づき、申立組合員を低く査定してきたのであるから、申立時及び追加申立時より1年以上前の昭和47年ないし昭和50年及び昭和52年における査定差別も「継続する行為」として、昭和51、53年の査定差別とともに救済されるべきである旨主張するが、昭和51、53年における査定において差別が認められないこと前判示のごとくであるから、申立人の上記主張は前提を欠き失当である。

以上の次第で、申立人の本件申立中、昭和47年ないし昭和50年、昭和52年の賃上げ、夏期・冬期各一時金に差別があるとしてその是正を求める部分並びにこれに差別があることを前提とする遅延損害金、慰籍料の支払い、誓約書の交付及び謝罪文の掲示・掲載を求める部分は却下を免れない。

#### 5 賃金公開について

申立人は、会社は申立組合を嫌悪して、昭和47年から昭和53年まで、賃上げ及び夏期・冬期各一時金において差別をなし、その差別を隠す意図で賃金台帳の公開を拒んできたのであるから、賃金公開の拒否は不当労働行為であり、その救済として今後申立人が要求するときには、会社はその公開をなすべき旨の命令が出されるべきであると主張するが、本件全疎明によるも、会社が賃金台帳を公開しない目的が申立人主張のごとき事情によるとは認められず、かえって、前記第1の9で認定のごとく、会社は、一般的にいつて賃金は会社と従業員各人との労働契約であり、従業員各人の承諾なく公開すべきものではなく、また、賃金の公開によって得られる利点よりも、それによって人事管理面等において発生する弊害の方が大きいと考えられるうえ、①各人の賃上げ額及び一時金の額については、支給配分の中、定額部分、基本給・家族手当各スライド部分及び体系調整部分は各人が賃金公開されなくても計算でき、それから逆算すれば人事考課額も算出できること、②会社は、人事考課に関し、苦情処理制度を設け、査定に疑義が生じた場合には、職制や労務課にて説明が得られること、③賃上げ、一時金の支払方法については、その都度公認会計士の監査を受け、その証明書を発行することによって人事考課の総額等は確認できること等を理由にそれを拒否しているのであって、これには合理的な理由があるものと言わざるを

えない。

よって、申立人の本件申立中、賃金台帳の公開を求める部分も理由がなく棄却を免れない。

## 6 結論

よって、当委員会は、労働組合法第27条並びに労働委員会規則第34条及び第43条により主文のとおり命令する。

昭和55年9月20日

三重県地方労働委員会会長 小 西 光 蔵